

資料編

杉戸町地域防災計画 資料編 目次

資料集

資料1	災害対策本部 レイアウト	1
資料2	配備区分における動員計画（震災時）	2
資料3	配備区分における動員計画（風水害時）	3
資料4	杉戸町防災行政無線遠隔制御機・陸上局設置表	4
資料5	杉戸町消防団火災出動計画	5
資料6	杉戸町消防団水防出動計画	6
資料7	杉戸町消防団震災出動計画	16
資料8	協定等一覧	19
資料9	緊急輸送道路	24
資料10	緊急輸送道路図	25
資料11	主要な道路に架かる橋りょう等	26
資料12	液状化危険地域	27
資料13	避難所	28
資料14	避難所位置図	29
資料15	消防水利施設	30
資料16	医療機関一覧	31
資料17	洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧	32
資料18	調達救援物資の集積場所	34
資料19	寺院等一覧	34
資料20	薬局等一覧	35
資料21	杉戸町水道工事指定店一覧	36
資料22	杉戸町排水設備指定工事店一覧	40
資料23	トラック協会一覧	43
資料24	緊急通行車両一覧表	43
資料25	浸水家屋の消毒の基準	47
資料26	杉戸町指定文化財一覧	48
資料27	防災倉庫備蓄一覧	49
資料28	災害広報文案（震災時）	53
資料29	災害広報文案（風水害時）	55
資料30	OILと防護措置について	56

関係法令集

法令1	災害対策基本法（抜粋）	58
法令2	杉戸町防災会議条例	70
法令3	杉戸町災害対策本部条例	73
法令4	水防法	74
法令5	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	99
法令6	自衛隊法第83条	103
法令7	被害調査要領（県要領に準拠）	104
法令8	緊急通行車両等の確認事務処理要領	107

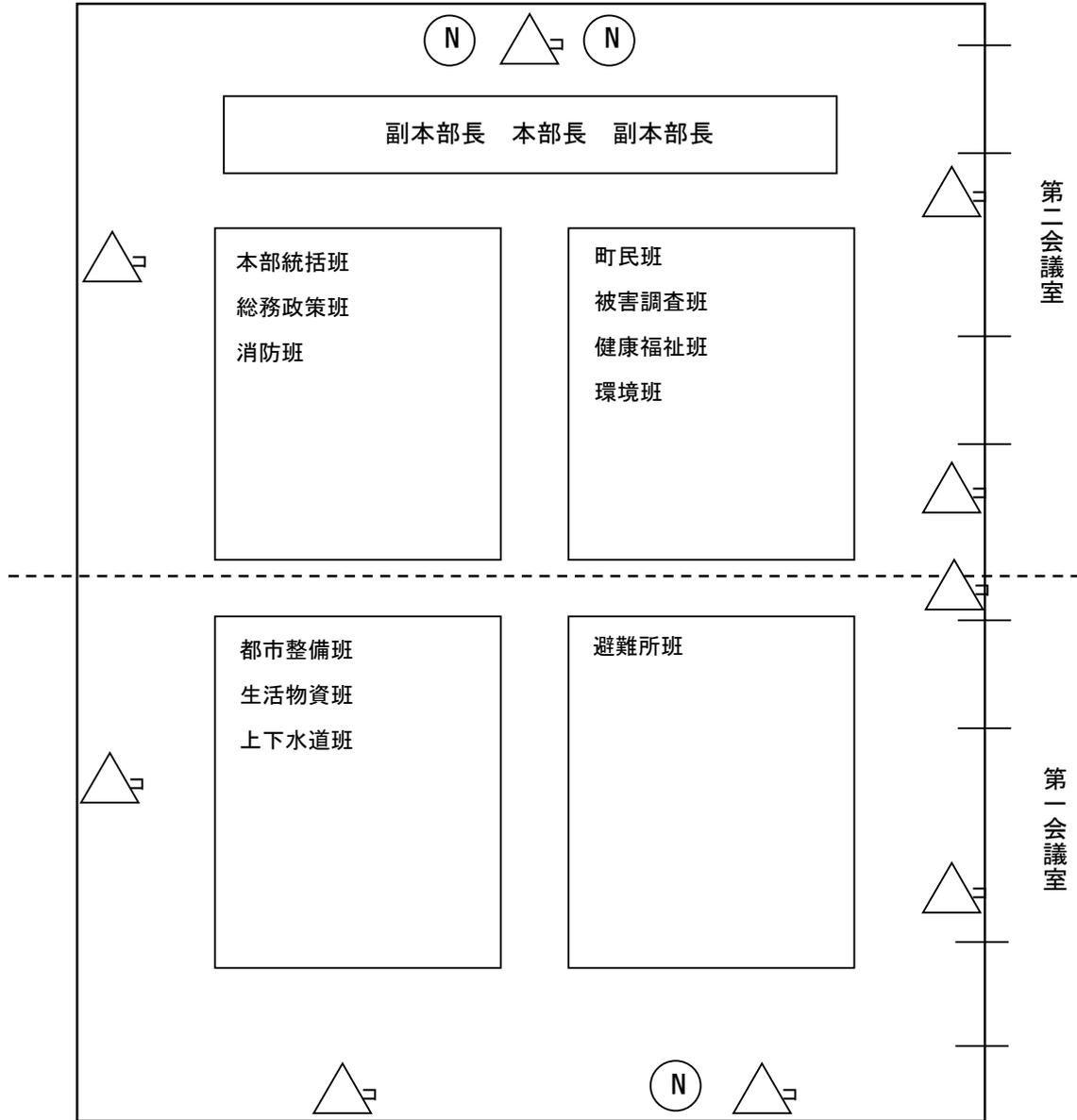
様式集

様式1	警戒配備報告書	111
様式2	非常配備報告書	112
様式3	災害に係る受付及び処理表	113
様式4	発生速報（様式第1号）	114
様式5	経過速報（様式第2号）	115
様式6	被害状況調（様式第3号）	116
様式7	罹災者調査原票	118
様式8	公共土木・耕作地等被害調査票	119
様式9	避難所開設状況	120
様式10	一時集合避難場所状況報告	121
様式11	避難所状況報告	122
様式12	避難所状況一覧	123
様式13	避難者リスト	124
様式14	供給割当申請書	125
様式15	物品輸送引渡書・物品受領書	126
様式16	食料調達状況	127
様式17	輸送状況	128
様式18	緊急通行車両確認申請書（様式第1号）	129
様式19	緊急通行車両の標章（様式第2号）	130
様式20	緊急通行車両等確認証明書（様式第3号）	131
様式21	緊急通行車両等確認申請受理簿（届出済証・標章等）（様式第4号）	132
様式22	緊急通行車両等事前届出済証（様式第5号）	133
様式23	義援金品受領書	134
様式24	自衛隊派遣要請書	135
様式25	自衛隊災害派遣撤収要請書	136
様式26	罹災証明交付申請書	137
様式27	罹災証明書	138

資料集

資料1 災害対策本部 レイアウト

杉戸町役場第2庁舎2階第1・第2会議室 (120.713m²)



- ・ 第一会議室 (N) : ネットワーク1か所、△□ : コンセント (2口) 5か所、電話1台
- ・ 第二会議室 (N) : ネットワーク2か所、△□ : コンセント (2口) 4か所、電話1台

○優先電話及びFAX	○防災行政無線、消防無線	○災害対応用臨時電話
○複写機	○庁内放送設備	○テレビ、ラジオ
○災害処理表その他書類一式	○ハンドマイク	○筆記用具等事務用品
○懐中電灯	○防災関係機関一覧表	○その他必要資機材
○発電機(非常用電源)及び燃料	○災害時の町内応援協力者名簿	○パソコン
○プロジェクター	○衛星電話	○職員名簿
○被害状況図板、住宅地図及びその他地図		

資料2 配備区分における動員計画（震災時）

災害対策本部 の組織	担当部署	待機体制	警戒体制		非常体制
			第1配備	第2配備	
本部統括班	危機管理課【班長】 住民協働課	○	◎	◎	◎
総務政策班	秘書広報課【班長】			○	◎
	総合政策課		○	◎	◎
	総務課		○	◎	◎
	人権・男女共同参画 推進課			○	◎
	管財契約課		○	◎	◎
	会計課			○	◎
	議会事務局 行政委員会			○	◎
町民班	町民課【班長】			○	◎
環境班	環境課【班長】			○	◎
被害調査班	税務課			○	◎
	建築課【班長】		○	◎	◎
健康福祉班	福祉課【班長】		○	◎	◎
	高齢介護課		○	◎	◎
	健康支援課			○	◎
	子育て支援課		○	◎	◎
都市整備班	都市施設整備課【班長】 市街地整備推進室	○	○	◎	◎
生活物資班	産業振興課【班長】		○	○	◎
避難所班	教育総務課【班長】		○	○	◎
	学校教育課		○	○	◎
	社会教育課		○	○	◎
	生涯学習センター 町立図書館 町立公民館			○	◎
	教育総務課 (学校給食センター)			○	◎
上下水道班	上下水道課(経営総務担 当、水道担当)【班長】	○	◎	◎	◎
	上下水道課(経営総務担 当、下水道担当)	○	◎	◎	◎
消防班	杉戸消防署【班長】	埼玉東部消防組合消防局の計画に基づく			

○：指定職員（必要な人員として、あらかじめ指定しておく）、◎：全職員

資料3 配備区分における動員計画（風水害時）

災害対策本部 の組織	担当部署	待機体制	警戒体制		非常体制
			第1配備	第2配備	
本部統括班	危機管理課【班長】 住民協働課	○	◎	◎	◎
総務政策班	秘書広報課【班長】			○	◎
	総合政策課		○	◎	◎
	総務課		○	◎	◎
	人権・男女共同参画 推進課			○	◎
	管財契約課		○	◎	◎
	会計課			○	◎
	議会事務局 行政委員会			○	◎
町民班	町民課【班長】			○	◎
環境班	環境課【班長】			○	◎
被害調査班	税務課			○	◎
	建築課【班長】		○	◎	◎
健康福祉班	福祉課【班長】		○	◎	◎
	高齢介護課		○	◎	◎
	健康支援課			○	◎
	子育て支援課		○	◎	◎
都市整備班	都市施設整備課【班長】 市街地整備推進室	○	○	◎	◎
生活物資班	産業振興課【班長】		○	○	◎
避難所班	教育総務課【班長】		○	○	◎
	学校教育課		○	○	◎
	社会教育課		○	○	◎
	生涯学習センター 町立図書館 町立公民館			○	◎
	教育総務課 (学校給食センター)			○	◎
上下水道班	上下水道課(経営総務担 当、水道担当)【班長】	○	◎	◎	◎
	上下水道課(経営総務担 当、下水道担当)	○	◎	◎	◎
消防班	埼玉東部消防組合 【班長】	埼玉東部消防組合の計画に基づく			

○:指定職員(必要な人員として、あらかじめ指定しておく)、◎:全職員

※小規模災害対応職員11名については、別紙選出区分表の選出者より変動する。

資料4 杉戸町防災行政無線遠隔制御機・陸上局設置表

令和4年1月現在

◎遠隔制御

呼出名称	設置場所
基地局	杉戸町役場
基地局遠隔制御器	杉戸町役場危機管理課

◎陸上移動局

呼出名称	設置場所
ぼうさいすぎと301	杉戸町役場危機管理課
〃 302	〃
〃 303	〃
〃 304	〃
〃 305	〃
〃 306	〃
〃 307	〃
〃 308	〃
〃 309	〃
〃 310	〃
〃 311	〃
〃 401	杉戸町役場上下水道課事務所
〃 402	〃
〃 403	〃
〃 404	〃
〃 405	〃
〃 406	〃
〃 407	〃
〃 501	杉戸町生涯学習センター
〃 601	埼玉東部消防組合杉戸消防署

資料:杉戸町防災行政無線設備運用規程

資料5 杉戸町消防団火災出動計画

1. 第1出場

各分団の管轄区域において、火災が発生した場合は、原則として該当地元分団のみ出場する。

ただし、特殊な火災等（枯れ草火災等）で延焼のおそれがない場合は除く。

2. 第2出場

火災覚知時の状況判断、又は、現場に出場した消防隊長の要請により出場する場合は第2出場とし、第2出場区分表のとおりとする。

3. 第3出場

風速7m/s以上の強風下で発生した建物炎上火災、又は、大規模建物等で発生した火災、若しくは現場指揮本部長の要請により出場する場合は第3出場とし、全分団が出場するものとする。

消防団第2出場区分表

出場区分 出場分団	火 災 発 生 地 分 団 区 域							
	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	第7分団	第8分団
第1分団		○	○	○				
第2分団	○		○	○				
第3分団	○	○		○				
第4分団	○	○	○					
第5分団						○	○	○
第6分団					○		○	○
第7分団					○	○		○
第8分団					○	○	○	

資料6 杉戸町消防団水防出動計画

1. 目的

この計画は、杉戸町地域防災計画及び利根川栗橋流域水防事務組合水防計画等の規定に基づき、別紙1に定める河川及びその他の河川の水防に関する杉戸町消防団(以下「水防団」という。)の出動について必要な事項を定めるものとする。

2. 出動計画

水防団の出動は、警戒出動、第1次出動、第2次出動とし、水防団出動基準及び区域・分担は別紙1及び別紙2のとおりとする。

3. 勤務交替

水防活動が長時間にわたると予想される時は、概ね次のとおり勤務交替を実施する。

- (1) 警戒活動が24時間にわたると予想される場合
第1次出動要員の中からそれぞれ団長、副団長又は分団長等が指名して行う。
- (2) 第1次出動が、12時間を越えると予想される場合においては、第2次出動要員の中からそれぞれ団長、副団長又は分団長等が指名して行う。
- (3) 第2次出動発令中においては、団長、副団長又は分団長等が出動要員の中から適宜指名して行う。
- (4) 交替時間は、概ね20時をもって実施するものとして、現地本部において協議し19時までには発令連絡ができるように努める。

4. 出動

- (1) 出動時の団員の集計画等
 - ・各分団において、警戒出動、第1次出動、第2次出動の出動命令に対処できるような細部について定めておくものとする。
 - ・活動服、長靴、防火衣、雨衣及びライフジャケットを持参すること。
 - ・出動車両は赤色灯及び前照灯は点灯するがサイレンは吹鳴しない。ただし緊急活動の指令があった場合はこの限りではない。
- (2) 出動指令等
 - ・この計画に定めるもののほか、各分団においてあらかじめ指定された水防出動連絡表によって行う。
 - ・出動指令にあっては一般加入電話、杉戸町メール配信サービス、防災行政無線、消防無線等を使用する。

5. 班の設置

第2次出動が発令された場合、必要に応じて次の班を編成し活動の能率化を図ることができるものとする。

- ・総括班 団本部（団長及びその他の団員）
- ・指揮班 団長及び副団長
- ・総務班 分団長及びその他の団員
- ・情報連絡班 分団長及びその他の団員
- ・広報班 分団長及びその他の団員
- ・調査班 分団長及びその他の団員
- ・救護班 分団長及びその他の団員

※ 各班の班長及び人員等の割り振りについては、団長又は副団長が指名する。

6. 避難のための立退計画

住民の避難施設は、別紙3の避難所とし、避難のための立退区域、立退先、避難経路、立退指揮者は、別紙4を基本とする。

水防団は管轄する地域住民等の避難の際は、立退指揮者と連携して円滑な避難誘導を行うものとする。

7. 備考

この計画は、分団長以上の役員会に諮って改正することができる。但し、文章表現の軽微な変更については、危機管理課長が改正することができる。

附 則

この計画は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この計画は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成23年8月22日から適用する。

附 則

この計画は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この計画は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この計画は、平成30年11月16日から適用する。

附 則

この計画は、令和4年4月1日から適用する。

別紙 1

河川名：利根川右岸・江戸川右岸(国土交通大臣が行う水防警報)

河川名	基準水位 観測所	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)
利根川	栗橋	2.70m	5.00m	6.90m	8.80m
江戸川	西関宿	4.50m	6.10m	7.90m	8.70m

河川名：大落古利根川(県知事が行う水防警報)

河川名	基準水位 観測所	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位 (危険水位)
大落 古利根川	杉戸	7.25m	7.70m	—	7.91m

河川名：中川(県知事が行う水防警報)

河川名	基準水位 観測所	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位 (危険水位)
中川	牛島	5.20m	5.85m	—	6.25m

参考

■水防団待機水位

水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位。(指定水位)

■氾濫注意水位

この水位を超えると、法崩れ、洗掘、漏水など災害が発生する危険性のある水位。水防関係機関は出動し、河川の警戒にあたる。(警戒水位)

■避難判断水位

市町村長による避難指示等の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考となる水位。(特別警戒水位)

■氾濫危険水位

氾濫注意水位を超え、さらに水かさが増し、溢水・氾濫等により重大な災害が起こるおそれがある水位。(危険水位)

別紙2

水防団出動区域分担表

河川名：利根川右岸・江戸川右岸(国土交通大臣が行う水防警報)

番	区域 及び 倉庫名	担当水防団消防機関構成								
		警戒出動			第1次出動			第2次出動		
		15人			50人			55人		
		市町村	分団名	人員	市町村	分団名	人員	市町村	分団名	人員
1	木津内 倉庫	杉戸町	7	5	杉戸町	1	15	杉戸町	2	15
2	鷺巣 倉庫	杉戸町	6	5	杉戸町	5 6	15 10	杉戸町	3	15
3	木野川 倉庫	杉戸町	8	5	杉戸町	8	10	杉戸町	4 7	15 10
計		杉戸町		15	杉戸町		50			55

※ 団本部の活動は、その都度団長が指示する。

(人員は条例定数)

河川名：大落古利根川(県知事が行う水防警報)

番	区域	担当水防団消防機関構成		
		警戒出動	第1次出動	第2次出動
		20人	52人	48人
		人員	人員	人員
1	第1分団	5	5	5
2	第2分団	5	5	5
3	第3分団		8	7
4	第4分団	5	5	5
5	第5分団	5	5	5
6	第6分団		8	7
7	第7分団		8	7
8	第8分団		8	7
	計	20	52	48

※ 団本部の活動は、その都度団長が指示する。

(人員は条例定数)

河川名：中川(県知事が行う水防警報)

番	区域	担当水防団消防機関構成		
		警戒出動	第1次出動	第2次出動
		20人	52人	48人
		人員	人員	人員
1	第1分団		8	7
2	第2分団		8	7
3	第3分団	5	5	5
4	第4分団		8	7
5	第5分団		8	7
6	第6分団	5	5	5
7	第7分団	5	5	5
8	第8分団	5	5	5
	計	20	52	48

※ 団本部の活動は、その都度団長が指示する。

(人員は条例定数)

警戒出動時の活動

各消防団は、管轄区域における出水状況(冠水状況)や河川の水位の状況や越水・漏水・のり崩れ・き裂等の河川の異常の有無を警戒巡視し、その状況を災害対策本部に報告する。

- ・出水状況 地上からの水深確認、被害状況確認、被災世帯数、避難等の必要性等
- ・道路冠水 路上からの水深確認、被害状況確認、交通規制の必要性の有無等

使用資機材等

懐中電灯 ・メジャー ・雨衣 ・命綱 ・安全帯 ・ゴム長靴 ・皮手袋 ・ライフジャケットほか

別紙3

避難所

令和4年1月現在

番号	名称	指定緊急避難場所		指定避難所	福祉避難所	所在地	電話
		地震	洪水				
1	西小学校	○	○	○		高野台南5-1-1	32-2016
2	高野台小学校	○	○	○		高野台西5-16	33-3110
3	杉戸小学校	○	○	○		内田2-9-28	32-0042
4	杉戸第二小学校	○	○	○		大字倉松600-1	34-6231
5	杉戸第三小学校	○	○	○		大字堤根2777	32-0909
6	泉小学校	○	○	○		大字宮前1	38-2000
7	西公民館	○	○			高野台西3-3-1	32-6388
8	昌平中学・高等学校	○	○			大字下野851	34-3381
9	高野農村センター	○				大字大島402-1	35-2371
10	杉戸中学校	○	○			内田1-5-35	32-0132
11	(仮称)コミュニティセンター※予定	○	○			-	-
12	杉戸高等学校	○	○			清地1-1-36	34-6074
13	杉戸農業高等学校	○	○			大字堤根1684-1	32-0029
14	南公民館	○	○			大字堤根4089-1	34-4774
15	広島中学校	○	○			大字堤根4759	34-5791
16	志学会高等学校	○	○			大字並塚1643	38-1810
17	東公民館	○				大字並塚105-4	38-2533
18	泉公民館	○	○			大字宮前37-1	38-0879
19	東中学校	○	○			大字椿250	38-2005
20	エコ・スポいずみ	○	○			大字木津内524	38-2300
21	すぎとピア				○	大字堤根4742-1	33-8192
22	杉風会 庄内				○	大字才羽113	38-1118
23	れんげそう作業所				○	大字倉松826-3	34-9451

別紙4

市町村名	立退区域	立退先	避難経路	立退指揮者
杉戸町	大字下野	③高野台小学校 ⑧昌平中学・高等学校	県道さいたま～幸手線 及び町道	第1-1区長
〃	高野台西1～6丁目	③高野台小学校 ⑦西公民館	町道	第1-2区長 ルナリス、ベリリス 及びフロー各自主 主防災会長
〃	大字下高野	①西小学校 ⑦西公民館 ⑧昌平中学・高等学校	県道下高野～杉戸線 及び町道	第2-1区長
〃	高野台南1～5丁目	①西小学校 ⑦西公民館	町道	第2-2区長
〃	大字下高野 (高野団地)	⑧昌平中学・高等学校	県道さいたま～幸手線 及び町道	第3区長
〃	大字下高野 (下株、佐内)	①西小学校 ⑨高野農村センター	県道下高野～杉戸線 及び町道	第4区長
〃	大字下高野 (大栄団地)	〃	〃	第5区長
〃	大字下高野 (むさし堤団地)	〃	〃	第6区長
〃	大字下高野 大字大島 大字茨島	①西小学校 ⑦西公民館 ⑨高野農村センター	国道4号及び町道	第7-1区長
〃	高野台東1～2丁目	〃	〃	第7-2区長
〃	大字杉戸 (上杉戸)	③杉戸小学校 ⑩杉戸中学校	県道下高野～杉戸線 国道4号及び町道	第8-1区長
〃	大字杉戸 (舎人団地)	〃	国道4号及び町道	第8-2区長
〃	大字杉戸 (太平ガーデンビルズ)	〃	県道下高野～杉戸線 及び町道	第8-3区長

市町村名	立退区域	立退先	避難経路	立退指揮者
杉戸町	杉戸1.5.6.7丁目 及び大字杉戸(横町)	③杉戸小学校 ⑩杉戸中学校 ⑪(仮称)コミュニティ センター※予定 ⑫杉戸高等学校	県道堤根～杉戸線 国道4号及び町道	第9-1区長
〃	杉戸5.6丁目 及び大字杉戸	〃	〃	第9-2区長
〃	大字杉戸内田3.4丁目 (十八丁与佐工門)	③杉戸小学校 ⑩杉戸中学校	県道境～杉戸線 及び町道	第10区長
〃	大字杉戸 (フレッシュタウン)	③杉戸小学校 ⑩杉戸中学校	〃	第11区長
〃	杉戸1.4丁目 (河原)	⑪(仮称)コミュニティ センター※予定 ⑫杉戸高等学校	県道下高野～杉戸線 県道堤根～杉戸線 及び町道	第12区長
〃	杉戸1～4丁目 内田1、2丁目 (愛宕)	③杉戸小学校 ⑩杉戸中学校 ⑪(仮称)コミュニティ センター※予定 ⑫杉戸高等学校	県道境～杉戸線 県道東武動物公園停車場線 国道4号及び町道	第13区長
〃	杉戸3.4丁目 (寿町)	〃	県道下高野～杉戸線 県道堤根～杉戸線 県道東武動物公園停車場線 及び町道	第14区長
〃	杉戸2.3丁目 内田3丁目 (本町)	〃	県道堤根～杉戸線 県道東武動物公園停車場線 及び町道	第15-1区長
〃	内田2丁目 (内田団地)	〃	県道堤根～杉戸線 及び町道	第15-2区長
〃	杉戸2.3丁目 清地1丁目(新町)	〃	〃	第16区長
〃	清地1丁目 内田2丁目 (上、中清地)	〃	県道東武動物公園停車場線 県道堤根～杉戸線 国道4号及び町道	第17区長

市町村名	立退区域	立退先	避難経路	立退指揮者
杉戸町	清地1.2丁目 清地4～6丁目 (下清地)	⑪(仮称)コミュニティ センター※予定 ⑫杉戸高等学校 ⑬杉戸農業高等学校 ⑮広島中学校	県道堤根～杉戸線 国道4号及び町道	第18区長
〃	清地2.3丁目 清地6丁目 (中妻)	⑫杉戸高校 ⑬杉戸農業高等学校 ⑮広島中学校	〃	第19区長
〃	清地2.3丁目 (三本木)	〃	〃	第20区長 三本木 防災会長
〃	大字清地 倉松5丁目 (豊後)	④杉戸第2小学校 ⑬杉戸農業高等学校 ⑮広島中学校	県道次木～杉戸線 及び町道	第21区長
〃	倉松1～5丁目 大字倉松	③杉戸小学校 ④杉戸第2小学校 ⑩杉戸中学校 ⑫杉戸高等学校	〃	第22—1区長 第22—2区長 第22—3区長
〃	大字本島	④杉戸第2小学校 ⑯志学会高等学校	県道並塚～幸手線 及び町道	第23区長
〃	大字遠野 大字広戸沼	〃	〃	第24区長
〃	大字佐左工門	〃	〃	第25区長
〃	大字並塚	⑯志学会高等学校 ⑰東公民館 ⑲東中学校	県道次木～杉戸線 及び町道	第26区長
〃	大字才羽	⑤杉戸第三小学校 ⑬杉戸農業高等学校 ⑰東公民館 ⑲東中学校	県道惣新田～春日部線 県道次木～杉戸線 及び町道	第27区長
〃	大字北蓮沼 大字大塚	⑤杉戸第三小学校	〃	第28区長

市町村名	立退区域	立退先	経路	立退指揮者
杉戸町	大字堤根 (源内、宮内、藤搦)	⑤杉戸第三小学校 ⑬杉戸農業高等学校 ⑭南公民館 ⑮広島中学校	町道	第29区長
〃	大字堤根 (上・中・下本村、諏訪、倉持、桑崎)	⑤杉戸第三小学校 ⑭南公民館	国道4号線及び町道	第30区長
〃	大字堤根 (上・下蔵久、上新田)	⑤杉戸第三小学校 ⑬杉戸農業高等学校 ⑭南公民館 ⑮広島中学校	〃	第31区長
〃	大字本郷 大字堤根 (三俣)	⑤杉戸第三小学校 ⑭南公民館	〃	第32区長
〃	大字宮前 大字目沼 大字木津内	⑥泉小学校 ⑯泉公民館 ⑰東中学校 ⑳エコ・スポいずみ	県道西宝珠花～屏風線 及び町道	第33区長
〃	大字鷺巣 大字木野川	〃	〃	第34区長
〃	大字深輪 大字屏風	〃	県道西宝珠花～屏風線 県道松伏～春日部～関宿線 及び町道	第35区長
〃	大字椿	〃	国道4号 県道次木～杉戸線 及び町道	第36区長

資料7 杉戸町消防団震災出動計画

1. 目的

この計画は、杉戸町地域防災計画の規定に基づき、地震による災害が発生した場合又は地震による災害が発生するおそれがある場合の震災活動に関して必要な事項を定めるものとする。

2. 出動種類

出動の種類は次のとおりとする。

(1) 警戒出動

地震に対する警戒宣言が、杉戸町を含む地域に発令された場合

(2) 第1次出動（震度5強以上）

地震が発生して、町内に火災、人的被害発生のおそれがある場合及び必要と認められる場合

(3) 第2次出動

地震が発生して、町内に火災又は甚大な被害が発生した場合

3. 出動計画

警戒出動、第1次出動、第2次出動は概ね次のとおりとする。

(1) 警戒出動（10名）

・出動団員	団長、副団長	2名
	分団長	8名
・集合場所	杉戸町役場危機管理課	

(2) 第1次出動（66名）

・出動団員	団長、副団長	2名
	分団長、副分団長	16名
	部長、班長	16名
	各分団員4名	32名

※欠員が生じた場合は、団員を補充する。

・集合場所	団長、副団長	杉戸町役場危機管理課
	分団長、副分団長、部長、班長、団員	所属分団詰所

(3) 第2次出動（122名）

・出動団員	全団員	
・集合場所	団長、副団長	杉戸町役場危機管理課
	分団長、副分団長、部長、班長、団員	所属分団詰所

4. 出動命令

(1) 出動命令の連絡方法は、次のいずれかによる。

- ア 一般電話 イ 町内防災無線 ウ 消防無線
エ サイレン吹鳴 オ 杉戸町メール配信サービス

防災無線放送内容「ただいま杉戸町で震度5強以上の地震が発生しました。消防団員は各分団詰所に集合してください。」

(2) 電話（一般）、徒歩による連絡の場合は、各分団において別に定めた震災出動連絡表により行う。

5. 出動時の団員集合計画

(1) 出動命令を受けたとき又は地震が発生して、各分団区域内で救急事故又は町内に火災が発生したときは、各分団詰所に参集すること。

(2) 家族に自宅の出火防止、初期消火等の事前対策及び必要な指示をする。

(3) 参集時の服装は、保安帽、作業服、長靴とし、団員手帳・軍手・タオル・懐中電灯・携帯ラジオ等を持参することとし、次による。

ア 参集は、徒歩・自転車・原動機付自転車等を原則とする。

イ 参集途上に出火防止の呼びかけをする。

ウ 参集途上において、火災又は救急事故等に遭遇したときは、付近の住民の協力を求め適切な措置をとる。

エ 参集途上においては、被害状況又は情報をできる限り把握し上席団員に報告する。

6. 第1次・第2次出動時の活動

(1) 第1次出動又は第2次出動命令があった場合は、次の本部を設ける。

ア 消防団本部

本部は杉戸町役場庁舎に設け、次の班を編成して消防団を指揮する。

(消防震災対策本部組織)

- ・総括・指揮班 団長、副団長

イ 分団本部

各分団においては、分団詰所に分団本部を設置し、分団を指揮する。

分団本部員は、分団長、副分団長、部長、班長とし、欠員が生じた場合は団員をもって補充することができる。

(分団本部)

- | | |
|-------|---------|
| ・第1分団 | ・第1分団詰所 |
| ・第2分団 | ・第2分団詰所 |
| ・第3分団 | ・第3分団詰所 |
| ・第4分団 | ・第4分団詰所 |
| ・第5分団 | ・第5分団詰所 |

- ・第6分団
- ・第7分団
- ・第8分団
- ・第6分団詰所
- ・第7分団詰所
- ・第8分団詰所

(2) 分団本部員の役割

- ① 所属分団詰所に参集し分団本部を設置して分団を指揮する。
- ② 消防団本部との連絡確保。(電話、伝令、その他)
 - ・電話連絡の場合は、最寄の使用可能な電話を借りて、その電話番号を団本部に連絡するとともに、その場所に連絡員を1名常駐させること。
 - ・電話が不通で連絡できないときは、団本部に伝令員を1名派遣すること。
- ③ 出動人員を団本部に連絡する。
- ④ 管内の消防活動上重要な情報、分団活動状況等を団本部へ報告及び分団への命令、指示事項の下命、伝達を行う。
- ⑤ 分団活動の記録をすること。

(3) 分団活動

- ア 出火防止の広報を行うとともに、火災の早期発見に努め初期消火にあたる。
- イ 家屋倒壊等による救急事故を発見したときは、住民の協力を得て救助活動を行う。
- ウ 分団区域内において火災及び救急事故等が発生して、住民の協力のみでは消火又は救助活動ができないと判断したときは、ただちに団本部へ連絡し応援を要請する。

7. 備考

- (1) この計画は、平成7年9月1日から適用する。
- (2) この計画は、分団長以上の役員会に諮って改正することができる。ただし、熟語の変更等、軽微なものは危機管理課長が改正することができる。
- (3) この計画は、平成23年3月14日から適用する。
- (4) この計画は、平成25年4月1日から適用する。
- (5) この計画は、平成30年11月16日から適用する。
- (6) この計画は、令和4年4月1日から適用する。

資料8 協定等一覧

令和4年1月現在

①防災協定締結一覧

No.	締結日	相手方	協定名称	要旨
1	平成12年 5月17日	杉戸町明るい社 会づくりの会	災害時協力体制協定	災害時におけるボランティア活動が円滑に行なわれることを目的とする
2	平成12年 6月5日	株式会社東洋食品	非常災害時の炊き出し等に関する協定	避難住民への炊き出しの協力
3	平成13年 3月23日	杉戸町薬剤師会	緊急時における医薬品等の供給に関する協定	災害等の緊急時に医薬品等の供給、調剤、服薬指導の協力
4	平成17年 4月12日	一般社団法人埼玉 県トラック協会 久喜支部	災害時における被災者及び救援物資の輸送業務の提供に関する協定	災害時における被災者への救援物資の輸送業務の協力
5	平成17年 9月1日	杉戸町商工会 杉戸町商工会工 業部	災害時における杉戸町と杉戸町商工会及び杉戸町商工会工業部災害時協力会との協力に関する協定	災害の発生時における復旧資材の確保、道路等の復旧活動などの協力
6	平成17年 9月1日	杉戸町商工会 杉戸町商工会工 業部	災害時における道路・橋・建物等の復旧工事に関する協定	災害の発生時における道路・橋・建物等の復旧工事などの協力
7	平成20年 7月22日	埼玉県電気工事 工業組合	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	災害時における公共施設等の電気設備の復旧活動、電気事故防止等の応急対策の協力
8	平成20年 9月30日	株式会社アクティ オ	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	災害時におけるレンタル機材の提供について
9	平成21年 3月11日	東京電力株式会 社春日部支社	杉戸町防災行政無線の活用に関する協定	大規模災害等による停電時における情報共有と住民への広報
10	平成22年 2月2日	生活協同組合さ いたまコープ	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	災害時に応急生活物資の供給に関する協力
11	平成22年 12月1日	埼玉県石油業協 同組合杉戸支部	災害時協力体制協定	緊急時に燃料供給が円滑に行なわれることを目的とする
12	平成23年 7月26日	一般社団法人埼玉 県LPガス協会 北東武支部杉戸 宮代地区	災害時におけるLPガス等の優先供給に関する協定	災害時におけるLPガスの供給
13	平成24年 2月13日	埼玉土建一般労 働組合宮代支部	災害時における応急対策活動に関する協定	①町が所有及び管理する施設で、被災した建物等からの救助活動 ②町が所有及び管理する施設の応急的な修復に関すること ③町が必要と認める応急業務への協力に関すること
14	平成24年 6月29日	株式会社カインズ	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	災害時における日用品等の生活必需品の供給と災害時の応急対策に必要な物資の供給

No.	締結日	相手方	協定名称	要旨
15	平成 24 年 9 月 28 日	埼玉みずほ農業 協同組合	災害時における応急生活物資 供給等の協力に関する協定	災害時における保有商品の 優先供給及び運搬について 積極的に協力
16	平成 25 年 11 月 1 日	杉戸町建設協力 会	災害時における応急対策業務等 に関する基本協定	災害等の発生時における障 害物除去作業、水害防御の 応急措置、公共施設の復旧 活動、建設資機材等の調達と 輸送などの応急対策業務の 協力
17	平成 26 年 2 月 27 日	株式会社 JCN 関 東	災害情報等の広報に関する協 定	ケーブルテレビを利用した災 害情報等の広報
18	平成 26 年 3 月 13 日	株式会社セキ薬 品	災害時における生活物資の供 給協力に関する協定	災害時における日用品等の 生活必需品の供給と災害時 の応急対策に必要な物資の 供給
19	平成 26 年 5 月 8 日	三和エナジー株 式会社	災害時における燃料の供給に 関する協定	軽油、灯油のタンク施設等へ の燃料供給
20	平成 26 年 5 月 8 日	株式会社セブン・ イレブン・ジャパン	災害時における生活物資の供 給協力に関する協定	災害時における日用品等の 生活必需品の供給と災害時 の応急対策に必要な物資の 供給
21	平成 26 年 5 月 8 日	株式会社イトーヨ ーカ堂	災害時における生活物資の供 給協力に関する協定	災害時における日用品等の 生活必需品の供給と災害時 の応急対策に必要な物資の 供給
22	平成 26 年 11 月 18 日	朝日自動車株式 会社杉戸営業所	災害時タクシー無線の災害情 報通信等の協力に関する協定	災害時における地域情報の 収集及び伝達について協力
23	平成 26 年 11 月 18 日	杉戸タクシー有 限会社	災害時タクシー無線の災害情 報通信等の協力に関する協定	災害時における地域情報の 収集及び伝達について協力
24	平成 26 年 11 月 18 日	太平交通株式 会社	災害時タクシー無線の災害情 報通信等の協力に関する協定	災害時における地域情報の 収集及び伝達について協力
25	平成 27 年 2 月 19 日	東日本電信電話 株式会社	特設公衆電話の設置・利用に 関する覚書	災害時における通信の確保 (事前に電話線の設置)
26	平成 27 年 3 月 12 日	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する 協定	町ホームページの災害時の アクセス負荷の軽減、避難所 等の防災情報をヤフーサービ ス上に掲載等
27	平成 27 年 5 月 12 日	東電タウンプラン ニング株式会社	避難場所案内誘導付電柱広告 に関する協定	町内に広告を掲出すること により、町民等に対し災害時 における避難場所の周知
28	平成 28 年 2 月 2 日	株式会社グラケ ン	災害時における応急対策業務 の実施に関する協定	公園及び街路等の機能確保 のための障害物(倒木等)の 除去、倒木等の被害状況調 査、業務に係る技術的助言
29	平成 28 年 2 月 2 日	小谷野土工建工業 株式会社	災害時における応急対策業務 の実施に関する協定	公園及び街路等の機能確保 のための障害物(倒木等)の 除去、倒木等の被害状況調 査、業務に係る技術的助言
30	平成 28 年 2 月 2 日	有限会社青柳造 園	災害時における応急対策業務 の実施に関する協定	公園及び街路等の機能確保 のための障害物(倒木等)の 除去、倒木等の被害状況調 査、業務に係る技術的助言

No.	締結日	相手方	協定名称	要旨
31	平成 28 年 2 月 2 日	有限会社浜名造園	災害時における応急対策業務の実施に関する協定	公園及び街路等の機能確保のための障害物(倒木等)の除去、倒木等の被害状況調査、業務に係る技術的助言
32	平成 28 年 3 月 22 日	杉戸地区グリーンナンバー交通安全協議会	災害時における応急対策業務の実施に関する協定	避難者をバスによる搬送バスを避難所利用、霊柩車の供給、車両等(タクシー、トラック、フォークリフト、パッカー車、無線による情報提供等)の供給
33	平成 28 年 12 月 12 日	埼玉司法書士会	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	大規模災害時、避難所等での無料法律相談などの被災者支援を行うために、埼玉司法書士会へ相談員の派遣要請
34	平成 29 年 2 月 3 日	株式会社ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	杉戸町住宅地図 5 冊、広域図 A0 サイズ 5 部 ZNET TOWN 杉戸町 ID (利用閲覧可能)
35	平成 29 年 3 月 17 日	株式会社kanshas. Jp (カンシャス)	災害時におけるドローンによる情報収集に関する協定	災害時におけるドローンが有する機能を活かした情報収集
36	平成 29 年 5 月 16 日	埼玉土地家屋調査士会	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	災害が発生した場合、町職員と連携した町内家屋調査を行う り災証明について町民からの相談に対応
37	平成 29 年 8 月 4 日	NEXUS 株式会社	災害時における防災備蓄物資の提供に関する協定	大規模な災害時に、D'ステーション杉戸店が保有する防災備蓄物資を無償にて帰宅困難者や地域住民に提供町で実施する防災訓練等への協力や自主防災組織との連携
38	平成 29 年 10 月 1 日	コカ・コーライーストジャパン株式会社	災害時における災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定	災害時における飲料水の優先的供給と町内に設置してある地域貢献型自動販売機内の飲料の無償提供
39	平成 30 年 7 月 6 日	埼玉県行政書士会	災害時における被災者支援に関する協定	災害が発生した場合、被災者支援のため行政書士が関与できる業務相談を実施
40	平成 30 年 8 月 7 日	株式会社マミーマーケット	災害時における生活物資の供給等の協力に関する協定	災害時に日用品等の生活必需品の供給と施設の開放
41	平成 30 年 9 月 6 日	株式会社プレナスフーズ	災害時における生活物資の供給等の協力に関する協定	災害時に生活物資(食料品)の供給
42	令和 2 年 3 月 2 日	株式会社日章アドミニプラン	災害時における応急対策業務の実施に関する協定	災害時管理する施設の障害物の除去等
43	令和 2 年 5 月 12 日	社会福祉法人杉風会	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	福祉避難所の設置運営

No.	締結日	相手方	協定名称	要旨
44	令和2年 8月31日	杉戸町内郵便局 代表 (杉戸郵便局、清 地郵便局、杉戸 高野台郵便局)	杉戸町と郵便局との地域にお ける包括連携に関する協定	災害発生時に郵便局のネット ワーク活用した協力、緊急車 両等としての車両の提供、避 難先リスト等の相互提供など
45	令和2年 10月1日	東京電力パワー グリッド株式会社 春日部支社	災害時における停電復旧の連 携等に関する基本協定	互いに連携し、迅速な停電復 旧に関する対応
46	令和3年 5月17日	株式会社バカン	災害時避難施設に係る情報の 提供に関する協定	災害時に避難所の開設や混 雑情報などインターネットを通 じて災害情報等をバカンサー ビス上に掲載等
47	令和3年 9月30日	GLP投資法人	水害発生時における施設等の 提供協力に関する協定	水害時施設の一部を避難所 として使用

②学校関係、他の自治体、警察等

No.	締結日	相手方	協定名称	要旨
①	昭和 55 年 4 月 1 日	東和大学附属昌平 高等学校	災害時における避難収容施設 開設に関する協定(平成 19 年 4 月 1 日学校法人昌平学園昌 平高等学校に移管、なお、昌平 高等学校より引き続き避難所と しての活用は承諾済み)	避難収容施設として使用
②	平成 12 年 1 月 14 日	久喜市、蓮田市、 幸手市、白岡市、 宮代町	災害時における相互応援に関 する協定(平成8年8月23日当 初締結)	田園都市づくり協議会構成市 町
③	平成 19 年 5 月 1 日	埼玉県内全市町 村	災害時における埼玉県内全市 町村間の相互応援に関する基 本協定	
④	平成 22 年 3 月 12 日	埼玉県立杉戸農 業高等学校	災害時における避難所等の使 用に関する協定(昭和55年4 月1日当初締結)	施設及び用地の一部を避難 所及び物資集積所として使用
⑤	平成 22 年 3 月 12 日	埼玉県立杉戸高 等学校	災害時における避難所等の使 用に関する協定(昭和55年4 月1日当初締結)	施設及び用地の一部を避難 所及び物資集積所として使用
⑥	平成 22 年 11 月 3 日	福島県富岡町	友好都市協定書、友好都市協 定に基づく合意書(災害時の相 互支援)	災害時の相互支援
⑦	平成 23 年 5 月 20 日	国土交通省関東 地方整備局長	災害時の情報交換に関する協 定	各種情報の交換等。情報連 絡員「リエゾン」の派遣
⑧	平成 23 年 11 月 4 日	学校法人志学会 学院志学会高等 学校	災害時における避難所等の使 用に関する協定(平成22年3 月12日真英舎と締結、昭和55 年4月1日田宮服飾専門学校 当初締結)	施設及び用地の一部を避難 所及び物資集積所として使用
⑨	平成 24 年 10 月 1 日	春日部市、蓮田 市、白岡市、宮代 町	災害時における相互応援及び 避難場所の相互利用に関する 協定(平成8年11月27日当初 締結)	東部中央都市連絡協議会構 成市町
⑩	平成 28 年 3 月 24 日	杉戸警察署	杉戸町犯罪情報の住民提供等 に関する協定	防災行政無線を活用し住民 への周知(犯罪、迷子・迷い 人、地域住民の安全確保に 関すること)
⑪	平成 30 年 12 月 25 日	茨城県水戸市	原子力災害における水戸市民 の県外広域避難に関する協定	「原子力災害に備えた茨城県 広域避難計画」により東海第 二発電所において原子力災 害が発生し、水戸市民が市域 を超えた広域避難が必要とな った場合、埼玉県内の杉戸町 を含む 11 自治体と、広域避 難に関する基本的な事項を 定めた協定

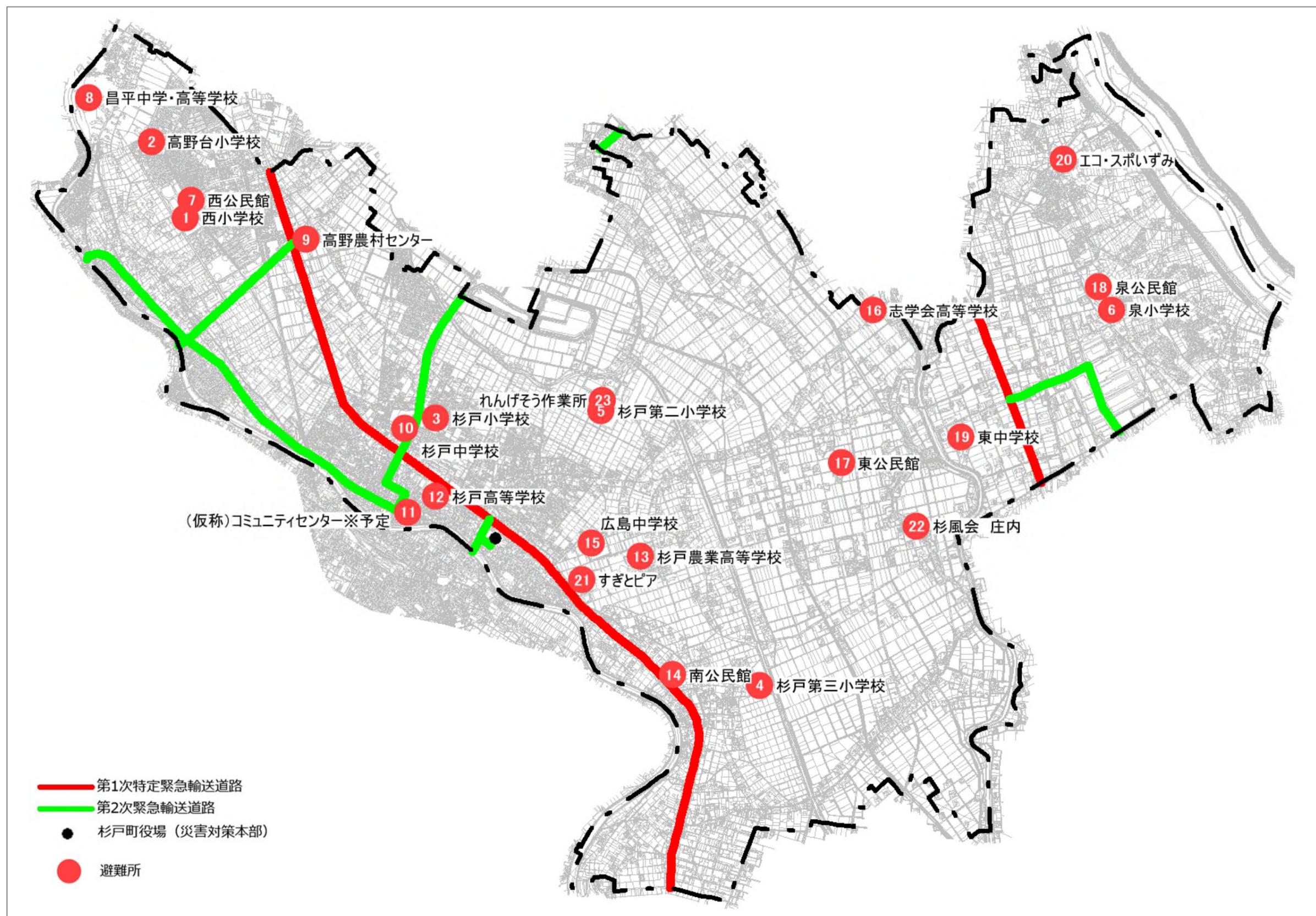
資料9 緊急輸送道路

令和2年8月現在

道路種別	路 線 名	区 間
第1次特定緊急輸送道路		
直国	国道4号	高野台東～本郷
直国	国道4号バイパス	上椿～椿南交差点
第2次緊急輸送道路		
主要	県道さいたま幸手線	和戸橋部分のみ
一般	県道蓮田杉戸線	清地橋～国道4号清地交差点
一般	県道境杉戸線	本島～4号境県道入口交差点
一般	県道東武動物公園停車場線	下高野杉戸線との交差点～国道4号との交差点
一般	県道下高野杉戸線	県道さいたま幸手線との交差点～ 県道東武動物公園停車場線との交差点
一般	県道堤根杉戸線	清地2丁目239-1～清地2丁目274-1
一般	県道次木杉戸線	深輪391-16～椿326-1
市町村	町道Ⅰ級5号線	下高野581番地先～大島989番地先

資料:埼玉県緊急輸送道路網図(令和2年8月現在)

資料10 緊急輸送道路図

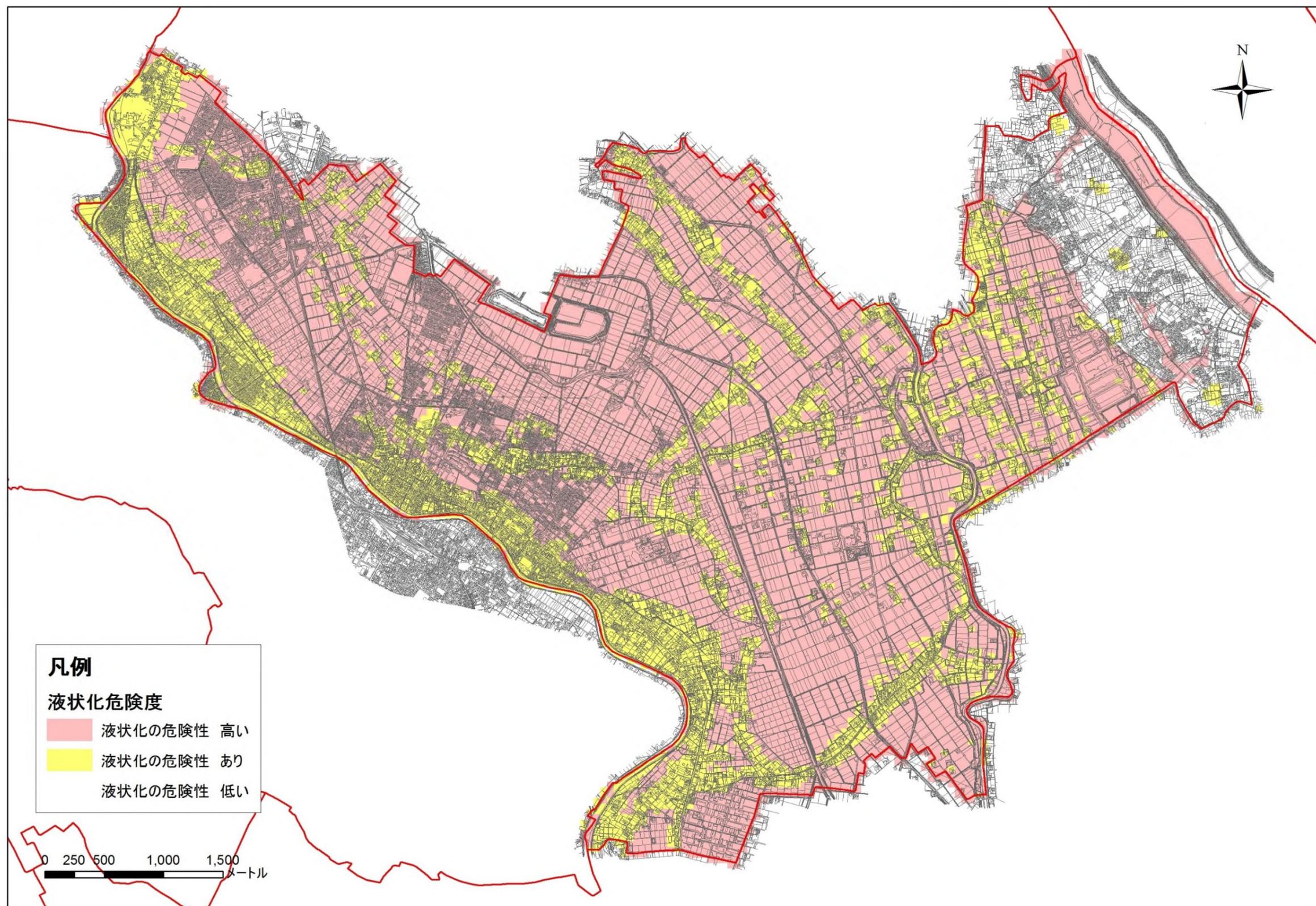


資料 1 1 主要な道路に架かる橋りょう等

令和4年1月現在

国道(管理者:国土交通省)	
国道4号	新左衛門橋(大膳堀)
国道4号バイパス	重要な橋は無し
県道(管理者:埼玉県)	
堤根杉戸線	無し
東武動物公園停車場線	古川橋(大落古利根川)
下高野杉戸線	無し
さいたま幸手線	和戸橋(大落古利根川)
境杉戸線	長八橋(倉松川)、中石橋(大膳堀)
次木杉戸線	藤棚橋(倉松川)、根古橋(安戸落)、中央橋(神扇落)、船渡橋(中川)
蓮田杉戸線	清地橋(大落古利根川)
並塚幸手線	無し
惣新田春日部線	堤根橋(倉松川)、伝兵衛橋(安戸落)、丸太橋(神扇落)
松伏春日部関宿線	無し
西宝珠花屏風線	宮井橋(根用水路)、屏風橋(庄内領用水路)
町道(管理者:杉戸町)	
I級5号線	万願寺橋(大落古利根川)、築道陸橋(東武鉄道日光線)
I級7号線	倉松川水管橋(倉松川)、倉松公園橋(倉松川)、弁天橋(安戸落)
I級9号線	新源内橋(倉松川)、松源寺橋(安戸落)、万年橋(中川)、14号線、19号線、20号線
I級11号線	鹿島橋(神扇落)、44号線
I級12号線	新蛇橋(木津内用水路)
II級4号線	念佛橋(大膳堀)
II級11号線	大橋(神扇落)
II級20号線	46号線
町の行政界に架かる橋(管理者:杉戸町、久喜市)	
万願寺橋(大落古利根川)、	(杉戸町)
万年橋(中川)	(杉戸町)
葛西橋(葛西用水)	(久喜市)
その他(上下水道管)	
鎌倉橋(大落古利根川)	
倉松川水管橋(倉松川)	

資料12 液状化危険地域



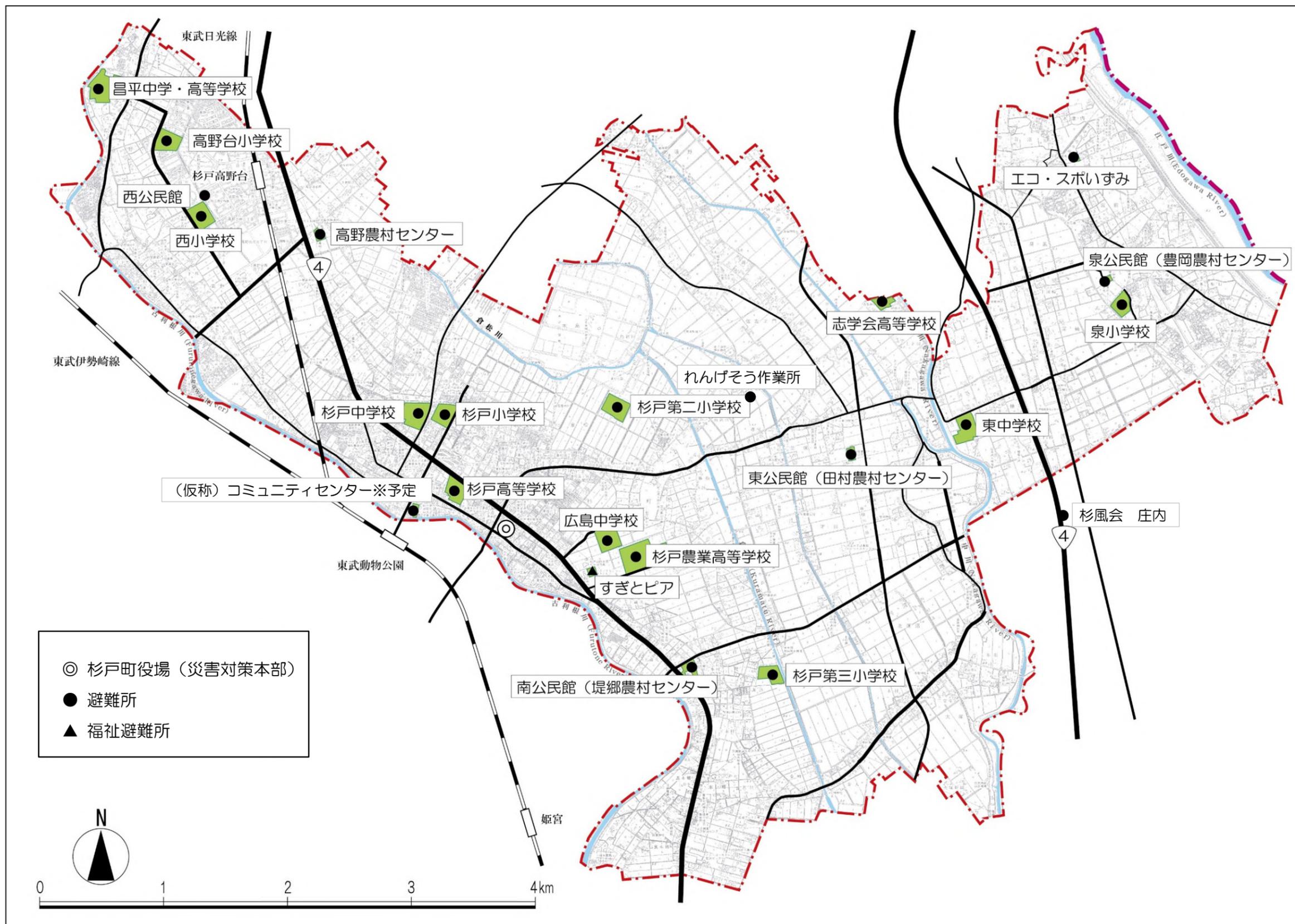
資料：杉戸町地震ハザードマップ（平成27年3月）

資料 13 避難所

令和4年1月現在

番号	名称	指定緊急避難場所		指定避難所	福祉避難所	所在地 (杉戸町)	電話
		地震	洪水				
1	西小学校	○	○	○		高野台南5-1-1	32-2016
2	高野台小学校	○	○	○		高野台西5-16	33-3110
3	杉戸小学校	○	○	○		内田2-9-28	32-0042
4	杉戸第二小学校	○	○	○		大字倉松600-1	34-6231
5	杉戸第三小学校	○	○	○		大字堤根2777	32-0909
6	泉小学校	○	○	○		大字宮前1	38-2000
7	西公民館	○	○			高野台西3-3-1	32-6388
8	昌平中学・高等学校	○	○			大字下野851	34-3381
9	高野農村センター	○				大字大島402-1	35-2371
10	杉戸中学校	○	○			内田1-5-35	32-0132
11	(仮称)コミュニティセンター※予定	○	○			-	-
12	杉戸高等学校	○	○			清地1-1-36	34-6074
13	杉戸農業高等学校	○	○			大字堤根1684-1	32-0029
14	南公民館	○	○			大字堤根4089-1	34-4774
15	広島中学校	○	○			大字堤根4759	34-5791
16	志学会高等学校	○	○			大字並塚1643	38-1810
17	東公民館	○				大字並塚105-4	38-2533
18	泉公民館	○	○			大字宮前37-1	38-0879
19	東中学校	○	○			大字椿250	38-2005
20	エコ・スポいずみ	○	○			大字木津内524	38-2300
21	すぎとピア				○	大字堤根4742-1	33-8192
22	杉風会 庄内				○	大字才羽113	38-1118
23	れんげそう作業所				○	大字倉松826-3	34-9451

資料14 避難所位置図



資料15 消防水利施設

令和3年11月現在

		中央地区	高野台地区	西地区	南地区	東地区	泉地区	合計	
合計		415	149	135	170	111	177	1,157	
公設	防火水槽	40m ³ 未満	14		3	1	3	3	24
		40m ³ ～60m ³ 未満	66	16	30	35	29	43	219
		60m ³ ～100m ³ 未満	1			1		1	3
		飲料水兼用	1						1
		100m ³ 以上							0
		飲料水兼用							0
		計	82	16	33	37	32	47	247
	消火栓	消防水利の基準第3条の消火栓	173	96	46	50	25	64	454
		上記以外の消火栓	99	5	35	30	46	40	255
		計	272	101	81	80	71	104	709
指定水利	防火水槽	40m ³ 未満	9	4	8	9	2	3	35
		40m ³ ～60m ³ 未満	29	15	7	25	6	19	101
		60m ³ ～100m ³ 未満	4	7	5	10		2	28
		100m ³ 以上	1	1		1			3
	プール	3	2		2		2	9	
	池(40m ³ 未満)			1				1	
	池(40m ³ 以上)				1			1	
	その他(無限水利)	15			5			20	
	民地内基準外消火栓		3					3	
	計	61	32	21	53	8	26	201	

資料16 医療機関一覧

1 病院・診療所

名称	所在地	電話	診療科目
井上小児科皮フ科	杉戸町高野台西2-6-3	33-8690	小、皮、アレ
今井病院	杉戸町杉戸3-11-1	32-0065	内、神内、消、呼、循
杉戸いわたけ眼科	杉戸町清地4-10-24	37-1730	眼
こころときもちのクリニック	杉戸町杉戸3-12-5	53-8578	精
小島内科医院	杉戸町杉戸4-2-2	32-0336	内、消
耳鼻咽喉科後藤クリニック	杉戸町高野台西1-11-24	37-2151	耳
埼玉杉戸診療所	杉戸町本郷273-1	48-6904	内、整、リハ
杉戸クリニック	杉戸町下高野1760-1	33-0088	内、外、整、リハ、放
杉戸耳鼻咽喉科医院	杉戸町杉戸4-15-8	32-2841	耳、気
東埼玉総合病院附属清地クリニック	杉戸町清地5-1-2	37-2511	整、内、脳
高野台クリニック	杉戸町高野台東1-4-5	35-1110	内、小
高橋内科医院	杉戸町内田2-8-18	35-2317	内、皮、小、循
玉井産婦人科医院	杉戸町清地1-2-30	33-2464	婦、内、小
鳥居整形外科医院	杉戸町内田1-1-20	32-4433	外、整、リハ、内
長岡産婦人科医院	杉戸町杉戸2-3-10	33-3325	産、婦、内、小
あけぼの内科リウマチ科クリニック	杉戸町清地4-10-24	37-2525	内、リウマチ、アレ
山根医院	杉戸町高野台南2-3-12	33-3314	内、小

資料: 令和4年1月杉戸町ホームページ、杉戸町保健センター年間計画表

2 歯科診療所

名称	所在地	電話
稲葉歯科医院	杉戸町杉戸3-9-20	32-0321
岩上歯科医院	杉戸町杉戸3-12-18	32-1100
内田いわかみ歯科	杉戸町内田2-12-15	34-3352
えいすけ歯科クリニック	杉戸町高野台東2-2-20	33-6480
江村歯科医院	杉戸町杉戸2-7-17	33-3133
かめい歯科医院	杉戸町高野台南2-12-15	32-5708
黒川歯科医院	杉戸町宮前72-7	38-0159
近藤歯科医院	杉戸町高野台東1-9-5	32-4781
杉田歯科医院	杉戸町杉戸3-2-3	32-0049
杉戸サン歯科医院	杉戸町杉戸2-9-20	36-1002
たかた歯科	杉戸町高野台西1-3-11	33-6697
たむら歯科クリニック	杉戸町高野台西5-10-11	35-1118
辻歯科医院	杉戸町清地2-4-5	33-4522
パール歯科	杉戸町高野台南1-1-7	33-4044
ファミリー歯科岩崎	杉戸町高野台南1-12-11	32-7070
みるく歯科クリニック	杉戸町内田2-4-4	33-8000
山口歯科医院	杉戸町倉松5-1-25	33-4850

資料: 令和4年1月杉戸町ホームページ、杉戸町保健センター年間計画表

資料 17 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

令和4年1月現在

NO	施設名称	所在地	電話番号	F A X
1	セウイ	杉戸町木野川134-42	38-1701	38-3232
2	チングハウス	杉戸町木野川145-18	38-1701	38-3232
3	れんげそう作業所	杉戸町倉松826-3	34-9451	34-9575
4	デイケア かわせみ	杉戸町倉松828-6	37-2682	左記に同じ
5	放課後等デイサービスもみじ	杉戸町高野台東1丁目11-5 グレイスコート101	37-7831	37-7832
6	児童デイすぎと・いちばん星	杉戸町高野台西5-15-7	31-0055	左記に同じ
7	児童デイすぎと・ちいさな木	杉戸町高野台西1-8-7高野台 ビルパート I 1階101号室	53-6719	左記に同じ
8	てっこジム	杉戸町高野台南2-1-8 ナミキビル101	31-8585	31-8567
9	放課後等デイサービス ヤング・リーフ	杉戸町高野台南2-3-11 1階	24-1658	21-8344
10	社会福祉法人 杉風会 庄内	杉戸町才羽113	38-1118	38-1571
11	あい工房	杉戸町杉戸3-3-5	32-5540	左記に同じ
12	放課後等デイサービス あそび場・n e x t S T A G E	杉戸町杉戸4-1-1	38-6487	左記に同じ
13	ピノッキー 杉戸	杉戸町堤根2698-1	53-5626	53-5627
14	放課後等デイサービスあそび場・まな び場+スポーツ	杉戸町堤根3957-1 1階	30-6004	左記に同じ
15	グループホームまいまい	杉戸町茨島900-2	32-8870	左記に同じ
16	ラフロード	杉戸町本郷394	53-4539	左記に同じ
17	相談ロード	杉戸町本郷394	53-4539	53-4539
18	ワークショップ野の花	杉戸町宮前184-1	38-3787	53-6630
19	セウイⅡ	杉戸町宮前336-16	38-1701	38-3232
20	デイサービスフローラ杉戸	杉戸町内田4-2-15	37-1126	37-2615
21	グループホーム フローラ杉戸	杉戸町内田4-2-15	37-1126	-
22	SOMPOケア 杉戸倉松	杉戸町倉松1-9-2 amexビル3F	36-1306	-
23	有限会社 杉の里福祉サービス	杉戸町高野台西6-1-2	31-0862	31-0863
24	介護老人福祉施設良宝園	杉戸町才羽2108-1	38-0733	38-0732
25	良宝園通所介護事業所	杉戸町才羽2109-1	38-0733	38-0732
26	ケアハウス アルテンハイム杉戸	杉戸町才羽2004-2	38-3321	38-3322
27	シニアレジデンスつばき	杉戸町才羽2123	36-5105	38-3165
28	すぎと翔裕館	杉戸町下高野2828-5	36-3300	36-3301
29	デイサービスセンターもみの木 杉戸高野台	杉戸町下野435	34-5111	34-5171
30	SOMPOケア杉戸デイサービス	杉戸町下野914-6	32-9001	32-9002
31	デイサービスセンターダレダメすぎと	杉戸町杉戸1-9-9	53-6258	53-6183
32	家族の家 ひまわり杉戸	杉戸町杉戸1-12-7	36-1620	-
33	杉戸ケアコミュニティそよ風	杉戸町杉戸5-3-15	31-3133	31-3132
34	特別養護老人ホーム 杉の里	杉戸町杉戸2376-1	96-6511	-
35	幸せの羽 デイサービス	杉戸町清地1-10-7	36-1511	36-1515
36	デイサービス東埼玉	杉戸町清地2-1-2	34-2063	53-6726
37	ニチイケアセンター杉戸	杉戸町清地2-5-18	36-1700	33-3005
38	デイサービス わたや	杉戸町清地3-8-22	36-3666	88-2998
39	小多機ホームわたや	杉戸町清地3-8-22	53-6756	-
40	東埼玉総合病院附属 清地クリニック通所リハビリセンター	杉戸町清地5-1-2	37-3711	-

NO	施設名称	所在地	電話番号	F A X
41	デイサービス やすらぎ	杉戸町清地6-2-7	36-1122	37-2778
42	グループホーム やすらぎ	杉戸町清地6-2-7	33-1888	37-2778
43	特別養護老人ホーム はなみずき	杉戸町茨島731-1	37-4165	37-0008
44	特別養護老人ホーム清風園	杉戸町本郷419	37-0500	37-0501
45	グループホーム杉戸	杉戸町目沼107-2	38-0002	左記に同じ
46	鳥居整形外科医院	杉戸町内田1-1-20	32-4433	32-4437
47	井上小児科皮フ科医院	杉戸町高野台西2-6-3	33-8690	33-8691
48	東埼玉総合病院附属清地クリニック	杉戸町清地5-1-2	37-3711	37-3712
49	すぎと保育園	杉戸町清地1768-3	53-8479	53-8480
50	泉保育園	杉戸町宮前75-1	38-0621	左記に同じ
51	高野台保育園	杉戸町高野台南2-8	31-2501	31-2502
52	すぎと幼稚園	杉戸町清地1768-3	53-8266	53-8267
53	中央幼稚園	杉戸町杉戸2199	34-2961	34-2032
54	西幼稚園	杉戸町高野台南1-13-1	33-3223	左記に同じ
55	双葉保育園	杉戸町下高野2753	33-9386	-
56	杉戸みちのこ保育園	杉戸町杉戸2677	38-6946	-
57	高野台こどもの家保育園	杉戸町高野台西1-3-2	31-0018	左記に同じ
58	杉戸白百合幼稚園	杉戸町下高野572-5	32-3641	35-2741
59	杉戸白百合幼稚園内 あすなろ教室	杉戸町下高野572-5	32-3641	35-2741
60	杉戸子育て支援センター たんぽぽ	杉戸町大島477-8	37-1504	
61	杉戸町泉子育て支援センター ひまわり	杉戸町宮前75-1	38-0681	-
62	泉児童館	杉戸町宮前75-1	38-2800	左記に同じ
63	杉戸小学校	杉戸町内田2-9-28	32-0042	
64	西小学校	杉戸町高野台南5-1-1	32-2016	
65	杉戸第二小学校	杉戸町大字倉松600-1	34-6231	
66	杉戸第三小学校	杉戸町大字堤根2777	32-0909	
67	泉小学校	杉戸町大字宮前1	38-2000	
68	高野台小学校	杉戸町高野台西5-16	33-3110	
69	杉戸中学校	杉戸町内田1-5-35	32-0132	
70	東中学校	杉戸町大字椿250	38-2005	
71	広島中学校	杉戸町大字堤根4759	34-5791	
72	昌平中学・高等学校	杉戸町大字下野851	34-3381	
73	杉戸高等学校	杉戸町清地1-1-36	34-6074	
74	杉戸農業高等学校	杉戸町大字堤根1684-1	32-0029	
75	志学会高等学校	杉戸町大字並塚1643	38-1810	

資料:杉戸町サービス事業者一覧、杉戸町障がい福祉サービス事業所一覧

※保育園、幼稚園、子育て支援センター等は、杉戸町ホームページ、各施設のホームページ

資料18 調達救援物資の集積場所

令和4年1月現在

名称	所在地	電話番号	管理者	役場からの距離
杉戸町役場	清地2-9-29	33-1111	町長	0 km
すぎとピア	堤根4742-1	33-8192	町長	0.8 km
南公民館(堤郷農村センター)	堤根2777	34-4774	町長	2.5 km
泉公民館(豊岡農村センター)	宮前37	38-0879	町長	7.0 km
高野農村センター	大島402	35-2371	町長	3.5 km
東公民館(田宮農村センター)	並塚105	38-2533	町長	3.7 km
深輪産業団地地区センター	深輪317-5	36-5122	町長	5.8 km

資料19 寺院等一覧

令和3年7月現在

地区名	寺院名	所在地	電話番号
西地区	福正院	杉戸町下高野226	32-0868
	宗泉寺	杉戸町下高野1201	33-2081
	永福寺	杉戸町下高野396	32-0079
	全長寺	杉戸町下高野443	32-2032
	大島院	杉戸町大島173	—
中央地区	寶性院	杉戸町杉戸1-5-6	32-0342
	用中寺	杉戸町杉戸4-10-23	37-0140
	善徳寺	杉戸町杉戸4-15-1	—
	東福寺	杉戸町清地1-9-3	34-5431
	来迎院	杉戸町清地1-6-16	32-1339
	酬恩社教会	杉戸町清地3-8-21	32-1707
	延命院	杉戸町倉松2-2-32	32-1779
南地区	馬頭院	杉戸町堤根4254	32-4124
	天然寺	杉戸町堤根3777	—
	九品寺	杉戸町堤根3913	—
東地区	無量院	杉戸町遠野609	38-2307
	松田寺	杉戸町佐左工門1294	38-2452
	大徳寺	杉戸町並塚13	38-4103
	源長寺	杉戸町才羽603	32-6771
	松源寺	杉戸町才羽1880	38-2113
	延命寺	杉戸町大塚1045	—
	大黒院	杉戸町本島666	—
泉地区	正明寺	杉戸町鷺巣868	38-0207
	上原寺	杉戸町鷺巣427	38-0642
	松栄寺	杉戸町椿291	38-3019
	倉常寺	杉戸町椿178-1	38-0446

資料:埼玉県知事所轄宗教法人一覧

資料20 薬局等一覧

令和4年1月現在

名称	住所	電話番号
(有)とらや薬局	杉戸町杉戸 2-14-9	32-0050
あき薬局	杉戸町高野台西 1-11-24	34-1887
内田薬局	杉戸町内田 1-1-20	34-7494
杉戸中央薬局	杉戸町杉戸 2-16-15	(FAX 33-1330)
ヘルスファーマシー薬局 杉戸高野台店	杉戸町高野台西 2-1-12	36-1238
ぼらりす薬局	杉戸町下高野 1762-3	53-9035
サンリツ薬局杉戸清地店	杉戸町清地 5-1-6	31-1250
セキ薬局 高野台店	杉戸町高野台東 1-6-3	37-1510
セキ薬局 杉戸店	杉戸町清地 4-10-22	37-0150
ウエルシア薬局杉戸倉松店	杉戸町倉松1-3-1	37-0527
セキ薬局 新杉戸店	杉戸町杉戸2-3-3	37-0700
鈴木薬局 杉戸店	杉戸町本郷273-1	37-2125
いるか薬局 杉戸店	杉戸町杉戸4-11-26	31-6321

資料：埼玉県医療機能情報提供システム

資料 2 1 杉戸町水道工事指定店一覧

令和 4 年 1 月現在

事業者名	所在地	電話番号
(株)高田工業所	杉戸町清地 6-12-26	0480-34-0361
(株)茂田工業所 杉戸支店	杉戸町内田 2-8-16	0480-32-1766
関根建設(株)	杉戸町大字本島 647	0480-38-1772
(株)熊谷設備工業	杉戸町大字宮前 137-56	0480-38-0043
藤倉設備工業所	杉戸町大字本島 1924	0480-38-1222
(株)サンケイ	杉戸町大字杉戸 2612-1	0480-31-1545
(株)岩崎設備杉戸営業所	杉戸町清地 3-7-16	0480-35-0088
サイエイ設備	杉戸町清地 6 丁目 18-8-104 号	0480-34-0155
(有)あすま商事杉戸支店	杉戸町大字堤根 4512	0480-34-0322
(株)大三 杉戸支店	杉戸町杉戸 2-16-15	0480-37-2411
正和工業(株)	春日部市豊野町 2-32-19	048-736-6111
(株)国分建設工業	杉戸町大字並塚 567	0480-38-3245
(株)弓木電設社	白岡市小久喜 1161-3	0480-92-6983
(株)享和	白岡市下野田 809	0480-92-2345
北辰住設(株)	春日部市永沼 1262-3	048-812-5510
深作設備工業(株)	久喜市久喜北 1-10-4	0480-21-3175
(株)栗原建設工業	杉戸町大字杉戸 851	0480-32-3592
(株)中村工業所宮代営業所	宮代町字山崎 745-2	0480-32-4817
(有)木村住設	白岡市大字太田新井 458-3	0480-92-2626
シミズ設備工業(株)	上尾市谷津 2-5-10	048-773-5676
(株)木村設備	宮代町本田 4-10-32	0480-32-7788
(有)小河原設備	宮代町大字姫宮 375	0480-33-0391
(有)蛭間水道設備	宮代町本田 5-18-20	0480-32-2407
(株)山田設備	幸手市大字惣新田 1255-1	0480-48-1238
関根設備工業(株)	幸手市中 1-12-33	0480-42-0087
(株)力キヌマ	久喜市大字北青柳 1236-1	0480-23-4126
(有)滝本商店	春日部市米島 1185-55	048-746-1025
太平ビル管理(株)	杉戸町杉戸 2-6-3	0480-32-0381
高橋設備工業(株)	春日部市立野 610	048-748-1412
(株)共栄設備	蓮田市大字江ヶ崎 1711	048-768-2012
岡田設備	杉戸町清地 6-21-3	0480-35-0526
利根川設備	春日部市大字小淵 30-7	048-752-4092
(有)倉持工業	茨城県猿島郡境町 1067	0280-87-0664
(有)竹山百貨	杉戸町大字目沼 405-2	0480-38-0550
(有)関根設備工業	茨城県古河市山田 328-3	0280-78-0248
(有)田中ガス	杉戸町清地 2-9-31	0480-32-0047
(株)ヤマグチ	久喜市佐間 290-2	0480-52-5570
木村工業(株)	幸手市中 4-12-25	0480-42-9335
五十嵐設備	春日部市大字小淵 1155-6	048-761-4180

事業者名	所在地	電話番号
岩田建設(株)	杉戸町大字並塚 268-1	0480-38-2670
(株)中村設備工業所	上尾市錦町 1-18	048-773-8733
(有)上澤設備	春日部市緑町 1-15-19	048-735-5915
(有)村田設備	春日部市緑町 6-10-26	048-737-5843
(株)山田設備工業	白岡市西 8-15-1	0480-92-2251
長島商会	杉戸町高野台南 2-11-1-106	0480-34-1377
大葛建設(株)	杉戸町内田 2-7-2	0480-32-1151
(有)サトウ住設	春日部市水角 848	048-718-3600
(株)アイダ設計	さいたま市大宮区桜木町 2-286	048-726-8613
アサヒ住建(株)	上尾市大字平塚 2558-4	048-773-8513
山崎開発(株)	杉戸町清地 2-7-15	0480-34-0371
(株)幸和	杉戸町倉松 2-3-33	0480-34-1239
田中電機産業(株)	加須市旗井 249-1	0480-72-6590
(株)泉山設備	北本市石戸 5-268	048-592-7510
タイヨー設備(有)	春日部市武里中野 472-1	048-737-0841
新井工業(株)	杉戸町杉戸 3-8-9	0480-32-5511
(株)伊藤住設	川越市大字上寺山 458-10	049-226-5071
(株)サンアドバンス	上尾市愛宕 3 丁目 2-15	048-770-6800
(株)スガマ	茨城県猿島郡五霞町元栗橋 92-3	0280-80-1205
(有)石橋水興 大宮支店	さいたま市見沼区中川 261	048-688-6972
(有)ケーワイエンジニアリング	さいたま市北区别所町 47-24	048-663-0818
(有)北沢設備工業	伊奈町内宿台 5-102	048-728-2404
(株)宮設備 さいたま支店	さいたま市北区盆栽町 95-2-103	048-871-5318
(有)深谷設備工業	桶川市川田谷 6366	048-787-0735
(株)プロテック	茨城県古河市女沼 46-3	0280-92-9500
守合設備	白岡市千駄野 862-4	0480-53-3988
(有)柏田工業	杉戸町大字堤根 2554-2	0480-31-0210
(株)埼玉	上尾市中分 2-94-1	048-725-0480
入江水道工業(株)	久喜市本町 3-18-23	0480-21-0867
(有)優輝設備	宮代町本田 5-9-20	0480-33-5508
(有)小島水道工業	加須市大字北篠崎 212	0480-68-5743
(株)岡野水道設備	久喜市大字太田袋 628	0480-23-2181
(有)旭工舎	さいたま市岩槻区大字徳力 346	048-793-3055
日下部設備	杉戸町大字椿 602	0480-38-0649
小谷野土建工業(株)	杉戸町大字佐左工門 1440	0480-38-2959
(有)長島設備	茨城県猿島郡五霞町大字冬木 249	0280-84-0301
富士産業(株) 杉戸営業所	杉戸町大字堤根 4543-1	0480-33-2378
(有)菊田建設	杉戸町大字杉戸 2358-1	0480-37-0330
(株)春日部設備工業	春日部市西金野井 369-1	048-739-6635
(有)本田工業	春日部市谷原新田 1404	048-736-2929
(株)MSフィールド	さいたま市西区指扇領別所 366-7	048-621-3535

事業者名	所在地	電話番号
泉空調(株)	蓮田市井沼 675-19	048-767-1900
吉備工業(株)	久喜市栗橋東 4-7-22	0480-52-0777
(株)イースマイル	大阪府大阪市中央区瓦屋町 3-7-3 イースマイルビル	06-7739-2525
N・K企画	三郷市番匠免 1-116	048-916-0161
(有)エハラ設備	白岡市荒井新田 83-2	0480-97-0058
(株)シンエイ	さいたま市北区本郷町 260	048-666-3366
杉戸管工事業協同組合	杉戸町大字並塚 614	0480-38-1001
(株)福田設備工業	加須市中種足 1529	0480-73-2848
(有)敏総合設備工事	久喜市吉羽 5-6-4	0480-21-3085
(株)深谷設計設備	さいたま市北区别所町 38-10	048-783-4090
(株)新井管工事	桶川市川田谷 6654-1	048-787-8181
(株)ベストワーク	さいたま市岩槻区鹿室 1123-3	048-795-2000
新井ポンプ工業(株)	さいたま市岩槻区大字徳力 86	048-794-2432
(株)岡村工業	茨城県古河市諸川 1013-1	0280-23-5893
(有)湯山設備工業所	川越市中台元町 1-5-15	049-242-5064
(株)中央設備工業	上尾市今泉 1-1-3	048-725-3232
(株)宮下工業	さいたま市西区植田谷本 854-3	048-625-5966
(有)ラピスト	加須市道地 1205-1	0480-73-7277
(株)ヒタチ設備	栃木県小山市駅東通り 2-35-10	0285-25-0882
(株)丸山設備	加須市新川通 420-5	0480-77-1051
夏目設備(株)	熊谷市池上 490	048-523-0064
森設備(株)	行田市長野 5-16-1	048-556-2300
(株)ハマノ	杉戸町杉戸 5-5-12	0480-31-1318
サンエス設工(有)	上尾市今泉 1-31-11	048-780-7681
(有)ジャパン管工	杉戸町大字佐左工門 788-3	0480-36-5521
(株)荒川設備	川口市大字峯 810-12	048-297-8999
(株)サンライト	杉戸町内田 2-2-1	0480-34-5711
(株)MK工業	杉戸町深輪 312-10	0480-38-0042
(株)アクアサービス	大阪府豊中市庄内栄町 4-5-7	06-6335-1211
ダイセーExt(株)	茨城県古河市磯部 540-1	0280-23-1363
(株)空衛設備	宮代町東 331-6	0480-37-3317
(株)ワンロード	さいたま市大宮区吉敷町 1-73-3 階	048-797-8925
木村工業	杉戸町倉松 4-6-27	0480-88-7716
(株)アクアライン	広島県広島市中区上八丁堀 8-8 第1ウエハビル 6 階	082-502-6644
(有)福商	宮代町字中 21-25	0480-33-4043
(株)ライフィット	千葉県我孫子市布佐 3398	04-7189-2921
高橋設備	杉戸町清地 2-16-1	0480-32-7907
日本総合住生活(株)	東京都文京区湯島二丁目 2 番 2 号	03-6803-3605
(株)クラシアン	横浜市港北区新横浜 1-2-1	0120-500-500

事業者名	所在地	電話番号
(有)長谷川設備工業	さいたま市西区大字西遊馬 902-1	048-626-2385
(株)ライフサポート	東京都渋谷区大山町 45-18 代々木上原ウエストビル 3 階	03-5465-0703
(有)磯部設備	川口市柳崎 2-25-31	048-269-0352
大協和工業(株)	さいたま市西区大字宝来 1425-1	048-623-3711
(株)トミザワ設備	久喜市上町 6-52	0480-21-0946
(有)JWS マルタカ	川口市上青木 1-21-12	048-250-6780
(株)交換できるくん	東京都渋谷区東 1-26-20 東京建物東渋谷ビル 12F	03-6427-5381
(有)斎藤設備	千葉県野田市古布内 1165	04-7196-0164
協立設備(株)	桶川市大字下日出谷 301-5	048-786-4557
(株)アクシス	東京都練馬区向山 4-9-15-207	03-5848-8716
日本環境管理(株)	杉戸町内田 1-1-14	0480-32-2267
(有)倉元興業	さいたま市岩槻区黒谷 2158-33	048-798-5541
(有)松山水道設備	松伏町松伏 2631-1	048-991-2469
(株)タカギ	福岡県北九州市小倉南区石田南 2-4-1	093-962-0941
(株)市上建設	春日部市一ノ割 3-15-46	048-733-3855
石塚設備	杉戸町大字目沼 664 番地	0480-38-3154
(株)やなぎ	上尾市大字平塚 3010 番地 3	080-5485-5260
池中建設株式会社	越谷市東越谷 7 丁目 31 番地 3	048-964-3611
有限会社水道屋	さいたま市南区大谷口 3139 番地 1	048-876-4132
優進設備工業	加須市南大桑 661-1	080-3548-7142
株式会社クリーンライフ	大阪府吹田市広芝町 6 番 10 号	06-6821-6133
株式会社協亜建設	行田市大字野 2411 番地 1	048-559-0603
株式会社ミナミ住設	東京都世田谷区尾山台 1 丁目 2 番 17 号	04-7178-2131

資料 2 2 杉戸町排水設備指定工事店一覧

令和 4 年 1 月現在

事業社名	店舗所在地	電話番号
株式会社 サンケイ	杉戸町大字杉戸 2612 番地 1	0480-31-1545
株式会社 高田工業所	杉戸町清地 6 丁目 12 番 26 号	0480-34-0361
石塚設備	杉戸町大字目沼 664 番地	0480-38-3154
正和工業 株式会社	春日部市豊野町 2 丁目 32 番地 19	048-736-6111
株式会社 栗原建設工業	杉戸町大字杉戸 851 番地	0480-32-3592
有限会社 あすま商事 杉戸支店	杉戸町大字堤根 4512 番地	0480-34-0322
株式会社 茂田工業所	杉戸町内田 2 丁目 8 番 16 号	0480-32-1766
株式会社 坂本工務店	杉戸町大字宮前 302 番地	0480-32-7751
関根建設 株式会社	杉戸町大字本島 647 番地	0480-38-1772
株式会社 幸和	杉戸町倉松 2 丁目 3 番 33 号	0480-34-1239
池川設備興業	杉戸町大字本島 2336 番地	0480-34-8070
株式会社 岩崎設備 杉戸営業所	杉戸町清地 3 丁目 7 番 16 号	0480-35-0088
小谷野土建工業 株式会社	杉戸町大字佐左工門 1440 番地	0480-38-2959
株式会社 熊谷設備工業	杉戸町大字宮前 137 番地 56	0480-38-0043
吉村工業 株式会社	杉戸町大字杉戸 412 番地 2	0480-32-3280
株式会社 大三 杉戸支店	杉戸町杉戸二丁目 16 番 15 号	0480-37-2411
新井工業 株式会社	杉戸町杉戸 3 丁目 8 番 9 号	0480-32-5511
山崎開発 株式会社	杉戸町清地 2 丁目 7 番 15 号	0480-34-0371
岩田建設 株式会社	杉戸町大字並塚 268 番地 1	0480-38-2670
株式会社 国分建設工業	杉戸町大字並塚 567 番地	0480-38-3245
有限会社 杉戸清掃	杉戸町清地 3 丁目 24 番 5 号	0480-32-4133
株式会社中村工業所 宮代営業所	宮代町字山崎 745 番地の 2	0480-32-4817
株式会社 享和	白岡市下野田 809	0480-92-2345
深作設備工業 株式会社	久喜市久喜北 1 丁目 10 番 4 号	0480-21-3175
株式会社 弓木電設社	白岡市小久喜 1161 番 3 号	0480-92-0067
株式会社 山田設備	幸手市大字惣新田 1255 番地 1	0480-48-1238
有限会社 新井設備	幸手市大字円藤内 753 番地	0480-42-2952
北辰住設 株式会社	春日部市永沼 1262 番地 3	048-812-5510
日下部工業	宮代町大字和戸 880	0480-32-0647
株式会社 野口建設	宮代町字姫宮 359	0480-34-3428
関根設備工業 株式会社	幸手市中 1 丁目 12 番 33 号	0480-42-0087
株式会社 カキヌマ	久喜市北青柳 1236 番地 1	0480-23-4126
株式会社 木村設備	宮代町本田 4 丁目 10 番 32 号	0480-32-7788
高橋設備工業 株式会社	春日部市立野 610 番地	048-748-1412
株式会社 共栄設備	蓮田市大字江ヶ崎 1711 番地	048-768-2012
有限会社 滝本商店	春日部市米島 1185 番地の 55	048-746-1025
岡田設備	杉戸町清地 6 丁目 21 番 3 号	0480-35-0526
有限会社 蛭間水道設備	宮代町本田 5 丁目 18 番 20 号	0480-32-2407
五十嵐設備	春日部市大字小淵 1155 番地 6	048-761-4180
有限会社 竹山百貨	杉戸町大字目沼 405 番地 2	0480-38-0550

事業社名	店舗所在地	電話番号
株式会社 ヤマグチ	久喜市佐間 290 番地 2	0480-52-5570
株式会社 中村設備工業所	上尾市錦町 1 番地 18	048-773-8733
有限会社 上原工業所	宮代町字西原 367 番地	0480-33-2737
有限会社 上澤設備	春日部市緑町 1 丁目 15 番 19 号	048-735-5915
有限会社 小河原設備	宮代町字姫宮 375 番地	0480-33-0391
有限会社 村田設備	春日部市緑町 6 丁目 10 番 26 号	048-737-5843
株式会社 山田設備工業	白岡市西 8 丁目 15 番 1 号	0480-92-2251
長島商会	杉戸町高野台南 2-11-1-106	0480-34-1377
株式会社 アイダ設計	さいたま市大宮区桜木町 2 丁目 286 番地	048-726-8613
アサヒ住建 株式会社	上尾市大字平塚 2558 番地 4	048-773-8513
田中電機産業 株式会社	加須市旗井 1 丁目 37 番地 14	0480-72-6590
株式会社 泉山設備	北本市石戸 5 丁目 268 番地	048-592-7510
株式会社 伊藤住設 川越支店	川越市大字上寺山 458 番地 10	049-226-5071
有限会社 木村住設	白岡市大字太田新井 458 番地 3	0480-92-2626
有限会社 ケーワイエンジニアリング	さいたま市北区别所町 47 番地 24	048-663-0818
有限会社 北沢設備工業	北足立郡伊奈町内宿台 5 丁目 102 番地	048-728-2404
株式会社宮設備 さいたま支店	さいたま市北区盆裁町 95 番地 2 103	048-871-5318
タイヨー設備有限会社	春日部市武里中野 472 番地 1	048-737-0841
守合設備	白岡市千駄野 862 番地 4	0480-53-3988
太平ビル管理株式会社	杉戸町杉戸 2 丁目 6 番 3 号	0480-32-0381
有限会社 優輝設備	宮代町本田 5 丁目 9 番 20 号	0480-33-5508
有限会社 小島水道工業	加須市大字北篠崎 212	0480-68-5743
有限会社 旭工舎	さいたま市岩槻区徳力 346 番地	048-793-3055
日下部設備 株式会社	杉戸町大字椿 602 番地	0480-38-0649
有限会社 菊田建設	杉戸町大字杉戸 2358 番地 1	0480-37-0330
有限会社 本田工業	春日部市谷原新田 1404 番地	048-736-2929
株式会社 MS フィールド	さいたま市西区指扇領別所 366 番地 7	048-621-3535
吉備工業 株式会社	久喜市栗橋東四丁目 7 番 22 号	0480-52-0777
株式会社 エハラ設備	白岡市荒井新田 83 番地 2	0480-97-0058
株式会社 シンエイ	さいたま市北区本郷町 260 番地	048-666-3366
木村工業株式会社	幸手市中 4 丁目 12 番 25 号	0480-42-9335
株式会社福田設備工業	加須市中種足 1529	0480-73-2848
株式会社新井管工事	桶川市川田谷 6654 番地 1	048-787-8181
新井ポンプ工業株式会社	さいたま市岩槻区大字徳力 86 番地	048-794-2432
有限会社湯山設備工業所	川越市中台元町 1 丁目 5 番地 15	049-242-5064
株式会社中央設備工業	上尾市大字今泉 365 番地 12	048-725-3232
株式会社宮下工業	さいたま市西区植田谷本 854 番地	048-625-5966
株式会社丸山設備	加須市新川通 420 番地 5	0480-53-3040
森設備株式会社	行田市長野 5 丁目 16 番地 1	048-556-2300
株式会社ハマノ	杉戸町杉戸 5 丁目 5 番 12 号	0480-31-1318
サンエス設工有限会社	上尾市今泉 1 丁目 31 番地 11	048-780-7681
有限会社ジャパン管工	杉戸町大字佐左工門 788 番地 3	0480-36-5521
株式会社荒川設備	川口市大字峯 810 番地の 12	048-297-8999

事業社名	店舗所在地	電話番号
ダイセーExt 株式会社 埼玉事業所	行田市持田 2364-1	048-598-4353
株式会社 空衛設備	宮代町東 331 番地 6	0480-37-3317
株式会社 ワンロード	さいたま市大宮区吉敷町1丁目73番3階	048-797-8925
株式会社 サンライト	杉戸町内田 2 丁目 2 番 1 号	0480-34-5711
木村工業	杉戸町倉松 4 丁目 6 番 27 号	0480-88-7716
高橋設備	杉戸町清地 2 丁目 16 番 1 号	0480-32-7907
日本環境管理株式会社	杉戸町内田 1 丁目 1 番 14 号	0480-32-2267
有限会社長谷川設備工業	さいたま市西区西遊馬 902-1	048-626-2385
有限会社磯部設備	川口市柳崎 2 丁目 25 番 31 号	048-269-0352
有限会社福商	宮代町字川端 288 番地 1	0480-33-4043
株式会社スガマ 久喜支店	久喜市桜田 1 丁目 4 番 1-417	0280-80-1205
協立設備株式会社	桶川市大字下日出谷 301 番地の 5	048-786-4557
株式会社深谷設計設備	さいたま市北区别所町 38 番地 10	048-783-4090
有限会社倉元興業	さいたま市岩槻大字黒谷 2158 番地の 33	048-798-5541
株式会社ライフフィット 埼玉支店	松伏町田中 1 丁目 4 番 1 号	048-940-3012
有限会社 松山水道設備	松伏町大字松伏 2631 番地 1	048-991-2469
株式会社市上建設	春日部市一ノ割 3 丁目 15 番 46 号	048-733-3855
株式会社トミザワ設備	久喜市上町 6 番 52 号	0480-21-0946
有限会社水道屋	さいたま市南区大谷口 3139 番地 1	048-876-4132
株式会社やなぎ	上尾市平塚 3010 番地 3	048-772-5197
優進設備工業	加須市南大桑 661-1	080-3548-7142

資料23 トラック協会一覧

令和4年1月現在

店名	住所	電話番号(局番)0480
青翔運輸(株)	杉戸町大字鷺巣110-2	38-1128
(有)中野運輸	杉戸町清地3-15-33	32-1548
岡田商事(有)	杉戸町大字屏風119	38-1677
イズミマトリックス(株)	杉戸町大字椿113-1	38-0609
丸進運輸(株)	杉戸町大字杉戸3000-100	34-1463
(有)クリーンアース	杉戸町倉松5-6-10	36-1651
ダイセーロジスティクス(株)埼玉(営)	杉戸町大字本郷528-1	36-1588
TAKAIDOクールフロー(株) 杉戸物流センター	杉戸町大字深輪197-8	38-3355
エア・ウォーター物流(株) 北埼玉営業所	杉戸町大字深輪398-2 GLP杉戸Ⅱ5階	36-5361
(株)NKトランス 杉戸営業所	杉戸町大字深輪398-12	38-1205
(株)ワークス	杉戸町内田4-17-21	48-6262
(株)イダ	杉戸町大字本郷690-2	36-1531

資料24 緊急通行車両一覧表

令和4年1月現在

自動車登録番号 又は車両番号	車名	通称名	用途	備考	管理課
春日部 480 く 7486	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	貨物		秘書広報課
春日部 580 ち 7748	スズキ	ジムニー	乗用		危機管理課
春日部 400 つ 8056	トヨタ	プロボックス	貨物		危機管理課
春日部 800 さ 1893	ニッサン	ブルーバード	特殊		危機管理課
春日部 800 さ 8964	イズズ	エルフ	特殊		危機管理課
春日部 800 さ 1800	イズズ	エルフ	特殊		危機管理課
春日部 800 さ 4253	イズズ	エルフ	特殊		危機管理課
春日部 830 て 44	イズズ	エルフ	特殊		危機管理課
春日部 800 さ 8965	イズズ	エルフ	特殊		危機管理課
春日部 830 す 66	イズズ	エルフ	特殊		危機管理課
春日部 830 つ 77	イズズ	エルフ	特殊		危機管理課

自動車登録番号 又は車両番号	車名	通称名	用途	備考	管理課
春日部 830 ゆ 88	イスズ	エルフ	特殊		危機管理課
春日部 480 か 6134	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	貨物		管財契約課
春日部 501 と 9987	ホンダ	インサイト	乗用		管財契約課
春日部 316 り 1111	トヨタ	クラウン	乗用		管財契約課
春日部 332 の 1111	トヨタ	アルファード	乗用		管財契約課
春日部 301 き 8321	トヨタ	プリウスPHV	乗用		管財契約課
春日部 400 て 9354	ニッサン	キャラバン	貨物		管財契約課
春日部 50 ち 4796	ホンダ	ライフ(B2)	乗用		管財契約課
春日部 40 せ 2657	ダイハツ	ハイゼット	貨物		管財契約課
春日部 400 ち 309	トヨタ	ハイエース	貨物		管財契約課
春日部 580 す 153	スズキ	ワゴン R(シルバー)	乗用		管財契約課
春日部 580 す 154	スズキ	ワゴン R(ブルー)	乗用		管財契約課
春日部 501 な 68	トヨタ	ノア(シルバー)	乗用		管財契約課
春日部 501 な 69	トヨタ	ノア(ブルー)	乗用		管財契約課
春日部 501 な 70	トヨタ	ノア(グレー)	乗用		管財契約課
春日部 580 ふ 9179	マツダ	フレア	乗用		管財契約課
春日部 580 ゆ 4813	ダイハツ	ミライース	乗用		町民課
春日部 580 む 7725	スズキ	ワゴン R	乗用		税務課
春日部 500 ね 5515	スズキ	スイフト	乗用		税務課
春日部 580 む 7723	スズキ	ワゴン R	乗用		税務課
春日部 580 も 5641	スズキ	ワゴン R	乗用		税務課
春日部 580 も 8289	スズキ	ワゴン R	乗用		福祉課
春日部 580 け 2054	スズキ	アルト	乗用		子育て支援課

自動車登録番号 又は車両番号	車名	通称名	用途	備考	管理課
春日部 580 た 2704	マツダ	AZ-ワゴン	乗用		子育て支援課
春日部 50 た 734	ダイハツ	ミラ	乗用		教育総務課
春日部 580 た 2707	マツダ	AZ ワゴン	乗用		子育て支援課
春日部 580 た 2705	マツダ	AZワゴン	乗用		高齢介護課
春日部 580 つ 5126	ダイハツ	ミラ	乗用		高齢介護課
春日部 50 ち 4797	ホンダ	ライフ	乗用		高齢介護課
春日部 580 よ 1604	スズキ	ワゴン R	乗用		高齢介護課
春日部 480 う 8327	ダイハツ	ミラバン	貨物		高齢介護課
春日部 580 に 5383	スバル	プレオプラス	乗用		高齢介護課
春日部 480 か 9810	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	貨物		建築課
春日部 480 け 8088	ダイハツ	ハイゼットパネルバン	貨物		産業振興課
春日部 480 き 5809	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	貨物		産業振興課
春日部 400 つ 2596	マツダ	ボンゴ	貨物		産業振興課
春日部 480 け 894	スズキ	エヴリィ	貨物		産業振興課
春日部 480 く 8453	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	貨物		産業振興課
春日部 50 せ 4308	スズキ	アルト	乗用		都市施設整備課
春日部 400 さ 267	トヨタ	ハイエース	貨物		都市施設整備課
春日部 400 て 9382	ニッサン	キャラバン	貨物		都市施設整備課
春日部 480 え 3832	スズキ	エブリィ	貨物		都市施設整備課
春日部 400 て 221	マツダ	ボンゴトラック	貨物		都市施設整備課
春日部 580 ま 6319	マツダ	フレア	乗用		教育総務課
春日部 40 せ 1891	ダイハツ	ハイゼット	貨物		社会教育課
春日部 40 せ 1890	ダイハツ	ミラ	貨物		社会教育課

自動車登録番号 又は車両番号	車名	通称名	用途	備考	管理課
春日部 501 も 4641	トヨタ	ノア	乗用		社会教育課
春日部 480 か 5082	スズキ	エブリイバン	貨物		環境課
春日部 480 い 2587	ダイハツ	ハイゼットトラック	貨物		環境課
春日部 480 け 7597	ダイハツ	ハイゼット	貨物		環境課
春日部 400 と 1925	トヨタ	プロボックス	貨物		環境課
春日部 580 に 5384	スバル	プレオプラス	乗用		健康支援課
春日部 580 む 7724	スズキ	アルト	乗用		健康支援課
春日部 580 た 2706	マツダ	AZーワゴン	乗用		健康支援課
春日部 40 せ 6202	三菱	ミニキャブ	貨物		上下水道課
春日部 480 け 1143	マツダ	スクラム	貨物		上下水道課
春日部 480 け 5923	スズキ	キャリイトラック	貨物		上下水道課
春日部 480 あ 1306	三菱	ミニキャブ	貨物		上下水道課
春日部 480 け 9648	ダイハツ	ハイゼットカーゴ クルーズ	貨物		上下水道課
春日部 88 さ 1715	トヨタ	ダイナ(給水車)	特種		上下水道課
春日部 400 つ 2619	トヨタ	タウンエース	貨物		上下水道課
春日部 580 う 4870	スズキ	ジムニー	乗用		上下水道課
春日部 580 さ 179	ダイハツ	テリオスキッド	乗用		上下水道課
春日部 40 さ 4606	スバル	サンバー	貨物		産業振興課
春日部 100 そ 3257	ニッサン	キャラバン	貨物		産業振興課

資料25 浸水家屋の消毒の基準

浸水家屋の消毒薬使用方法

消毒対象	消毒薬など	調整方法及び使用方法
食器類 流し台 浴槽	次亜塩素酸 ナトリウム (家庭用塩素系 漂白剤でも可)	0.02%に希釈する ①食器用洗剤と水で洗う ②希釈した消毒液に5分間漬けるか、消毒薬を含ませた布で拭き、その後、水洗い・水拭きする ③よく乾燥させる
	消毒用 アルコール	希釈せず、原液のまま使用する ①洗剤と水で洗う ②アルコールを含ませた布で拭く ※70%以上のアルコール濃度のものを使用すること。 ※火気のある所では使用しない
	10%塩化 ベンザルコニウム (逆性石けん)	0.1%に希釈する ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる ②調整した液を浸した布等によく拭く
家具類 床	次亜塩素酸 ナトリウム (家庭用塩素系 漂白剤でも可)	0.1%に希釈する ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる ②調整した液を浸した布等によく拭く ③金属面や木面など色あせが気になる場所は、水で2度拭きする
	消毒用 アルコール	希釈せず、原液のまま使用する ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる ②アルコールを含ませた布で拭く ※70%以上のアルコール濃度のものを使用すること。 ※火気のある所では使用しない
	10%塩化 ベンザルコニウム (逆性石けん)	0.1%に希釈する ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる ②調整した液を浸した布等によく拭く
井戸水	清掃	①汚水をくみ出して、井戸の中に溜まっている堆積物をさらい出す ②浅井戸の場合は新しい砂利を井戸底に引きつめる ③飲用する前に水質検査を受ける
浄化槽	清掃	・浄化槽のバクテリアが死滅するため、消毒薬は流さない ・使用前に保守点検業者に相談する

※汚染の程度がひどい場合、長時間浸水していた場合は、できるだけ次亜塩素酸ナトリウムを使用する。

※対象物が色あせ、腐食などにより次亜塩素酸ナトリウムが使用できない場合は、アルコール・塩化ベンザルコニウムを使用する。

※屋外(床下や庭)では消毒は原則不要。

(参考:厚生労働省 被災した家屋での感染症対策)

資料26 杉戸町指定文化財一覧

令和4年1月現在

指定別	種別	名称	指定年月日
国 (重要文化財)	工芸品	太刀 銘「備州長船秀光応安二二年十月」	昭和28・3・31
県	史跡	日光御成街道一里塚	大正15・2・19
県	史跡	大島有隣遺跡	昭和6・3・27
県	考古資料	目沼9号墳出土品一括	昭和63・2・26
町-1	史跡	西行法師見返りの松碑	昭和37・2・28
町-2	天然記念物	天満宮の榎	昭和37・2・28
町-3	史跡	旧利根川堤防跡	昭和37・7・1
町-4	史跡	杉山対軒遭難の碑	昭和56・3・19
町-5	考古資料	文永7年銘板石塔婆	平成3・6・1
町-6	史跡	大島有隣・関口保宣・藤城吉右衛門 各氏の墓	平成3・6・1
町-7	古文書	藤城家文書	平成3・12・27
町-8・(県選定 重要遺跡)	史跡	目沼浅間塚古墳	平成3・12・27
町-9	無形民俗	大塚の神楽	平成4・10・27
町-10	無形民俗	茨島の神楽・囃子	平成4・10・27
町-11	彫刻	円空作白衣観音立像	平成4・10・27
町-12	彫刻	円空作神像	平成4・10・27
町-13	歴史資料	杉戸宿本陣宿札(関札)	平成4・10・27
町-14	史跡	大塚の道しるべ	平成7・3・27
町-15	古文書	小島家文書	平成9・3・17
町-16	考古資料	目沼2号墳関連資料	平成18・10・13
町-17	古文書	長瀬家文書	平成18・10・13
町-18	絵画	出役図絵馬・伊勢太々神楽図絵馬	平成19・5・2
町-19	絵画	酒造図絵馬・桶づくり図絵馬	平成19・5・2
町-20	絵画	神馬奉献図絵馬	平成19・5・2
町-21	古文書	正明寺聖教文書(一括)	平成24・2・15
町-22	考古資料	目沼瓢箪塚古墳埴輪	平成25・8・10

◆国(保護地域)及び県選定重要遺跡

国	地域を定めず 指定したもの	シラコバト	平成元年度より
県選定重要遺跡	貝塚	木津内貝塚	昭和44・10・1
県選定重要遺跡	貝塚	神明貝塚	昭和44・10・1
県選定重要遺跡	集落跡	山合遺跡	昭和51・10・1
県選定重要遺跡	古墳群	木野川古墳群	昭和51・10・1

資料27 防災倉庫備蓄一覧

令和4年1月現在

品目	本庁	杉戸中 学校	杉戸 第二 小学校	西 小学校	第三 小学校	泉 小学校	東 公民館	高野台 小学校	杉戸 小学校	東 中学校	広島 中学校	高野 農村 センター	泉 公民館	南 公民館	西 公民館	杉戸 高校	エコスポ いずみ	すぎと ピア	(仮称)コミ ュニティセ ンター ※予定	志学会 高校	合計
足踏み式エアポンプ		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						14
雨衣(L)	50																				50
雨衣(LL)	15																				15
雨衣(M)	12																				12
雨衣(開封済)	15																				15
アルファ米(10キロ)	2,450																				2,450
アルミボート(4人乗り)		2	1	2	1	1	1	1	1	1											11
アレルギー対応粉ミルク	8																				8
安全キャンドル	48																				48
医療用あて木	43																				43
医療用ガーゼ	500																				500
医療用ゴム手袋	1,000																				1,000
飲料水袋(3ℓ)	3,600	1,000	1,000	3,600	3,400	3,400	3,500	5,000	5,000	2,000	2,000	2,000	1,000	1,000	3,600	4,200					45,300
飲料水袋(6ℓ)																4,000					4,000
飲料ろ過装置	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						15
ウェットタオルハンディ	300																				300
ウェットタオルピロー	300																				300
浮き輪		1	2					1													4
梅がゆ	480																				480
エアベッド	120	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	500
液体ミルク	48																				48
LEDフラッシュライト	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	22
上記用の単1乾電池	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	88
LPガスカセット3本セット	96	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	134
エンジンカッター	1																				1
おかゆ缶	1,440																				1,440
折畳式リヤカー	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	21
カーベット	280	50	50	50	50	50	50	50	50		100	50	50	50	50		50		50	50	1,130
懐中電灯	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	23
角型水槽	1																				1
角型水槽	1																				1
角スコップ	3																				3
ガスコンロ	9																				9
仮設トイレ(洋式)	1	1	1	1	1	1		2	1	1	2	1	1	1	1						16
仮設トイレ(和式)	2	1	1	1		1	1		1	1		1	1	1	1						13
カセットガスヒータ	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	22
ガソリン携行缶	10	2	2	2	2	1	2	2	2	1		1	2	1	1						31
ガソリンの缶詰	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24		24	24	24		432
可搬ポンプ	5																				5
可搬ろ過機	3																				3

品目	本庁	杉戸中 学校	杉戸 第二 小学校	西 小学校	第三 小学校	泉 小学校	東 公民館	高野台 小学校	杉戸 小学校	東 中学校	広島 中学校	高野 農村 センター	泉 公民館	南 公民館	西 公民館	杉戸 高校	エコスポ いずみ	すぎと ピア	(仮称)コミ ュニティセ ンター ※予定	志学会 高校	合計	
紙おむつ(大人M)	690																				690	
紙おむつ(子どもL)	2,244																					2,244
紙おむつ(子どもM)	2,958																					2,958
紙おむつ(子どもS)	3,162																					3,162
簡易トイレ(プラスチック)		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					30	
簡易トイレ(段ボール)	30	40	40	40	40	30	40										5		5		270	
簡易トイレ用便座	5							5													10	
乾電池(単1)	16																				16	
乾電池(単2)	40																				40	
木杭	26																				26	
救急箱(50人用)	8	2	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	2	41	
消毒液(手指消毒液)																					0	
トリアージタッグ																					0	
救出資機材セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	18	
クラッカー												3,520									3,520	
軍手	350								200				60								610	
訓練用ロープ	9																				9	
携帯電話	3																				3	
玄米リゾット	325																				325	
コードリール(防雨用)											2	2	2	2	2						10	
コードリール30m	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2						1	1	1	2		27	
固形燃料	105																				105	
ござ	700																				700	
粉ミルク(スティックタイプ)	60																				60	
ゴム長靴(24.5)	4																				4	
ゴム長靴(25.0)	2																				2	
ゴム長靴(25.5)	8																				8	
ゴム長靴(26.0)	16																				16	
ゴム長靴(27.0)	10																				10	
ゴム長靴(開封済)	29																				29	
ゴムホース	1																				1	
ゴムボート(4人乗り)		1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					15	
災害用かまど(7升用)	10	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						38	
災害用トイレ	60																				60	
削岩機	1																				1	
三脚(投光器用)	10	2	2	4	2	2	2	1	1	1			2	2							31	
三脚角型用(投光器用)	2										1										3	
自動ラップ式トイレ	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	50	
瞬間冷却パック(小)	400																				400	
瞬間冷却パック(大)	36																				36	
消火器	19		5		5		5		10	5	10		5								64	

品目	本庁	杉戸中 学校	杉戸 第二 小学校	西 小学校	第三 小学校	泉 小学校	東 公民館	高野台 小学校	杉戸 小学校	東 中学校	広島 中学校	高野 農村 センター	泉 公民館	南 公民館	西 公民館	杉戸 高校	エコスポ いずみ	すぎと ピア	(仮称)コミ ュニティセ ンター ※予定	志学会 高校	合計
消防用ホース(20m)	34																				34
人体人形(大人・子ども)	1																				1
炊飯袋	2,000																				2,000
スコップ	9																				9
スプーンセット	1,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100						2,400
生理用ナプキン	14,976																				14,976
船外機一式	2																				2
蘇生トレーニングマネキン	1																				1
タオル	700																				700
タンカ	12		1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1		1		1	1	27
段ボール量及び仕切り															5						5
段ボール製間仕切り	180		75	75	75	75		75	75												630
チェーンソー	2																				2
テント	6																				6
トイレ処理セット	240																				240
トイレトーパー	324	540	540	540	540	540	216	324	400	200	400	288	288	324	324		108		108	144	6,148
投光器(丸型ほか)	5	2	2	2	2	2	2										1		1	2	21
投光器角型(300w)	2							1	1	1	2	2	4	4	4						21
投光器角型(500w)	2							1	1	1											5
土のう杭	500																				500
土のう袋	15,000																				15,000
トラロープ(200m)	5	1	1																		7
排水ホース	2																				2
排水ポンプ	2																				2
バケツ	20																				20
バスタオル	73																				73
発電機	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		1	1	1		35
ハンドマイク	13	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4					2	47
パンの缶詰	960																				960
パンの缶詰(チョコチップ)	2,016																				2,016
非常用ウェットタオル	500																				500
非常用ウェットタオル(大)	300																				300
非常用トイレ(スケトトイレ)	600							2,000													2,600
非常用トイレ(ミドリ安全)	3,000																				3,000
非常用トイレ(船山) ケミカルトイレ	900		300	300	300	300			300								300		300	1,500	4,500
ひだまりパン	1,980								312												2,292
避難所用パーテーション								15			10				5					5	35
吹流し	40		9																		49
ブルーシート	386																				386
ヘルメット	100																				100

品目	本庁	杉戸中 学校	杉戸 第二 小学校	西 小学校	第三 小学校	泉 小学校	東 公民館	高野台 小学校	杉戸 小学校	東 中学校	広島 中学校	高野 農村 センター	泉 公民館	南 公民館	西 公民館	杉戸 高校	エコスポ いずみ	すぎと ピア	(仮称)コミ ュニティセ ンター ※予定	志学会 高校	合計
包帯タオル	3																				3
ホースバンド	10																				10
哺乳ビン	200																				200
ホワイトボードシート	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1					1	15
マジック飲料水袋	400																				400
ミネラルウォーター	3,984							3,168									1,440		2,760		11,352
毛布	380	400	300	300	350	330	300	200	200	600	500	400	550	400	505	1,000	200		200		7,115
野外炊飯器	2																				2
誘導棒	10	1					1				1		1								14
ライスクッキー	3,360							5,600													8,960
ライフジャケット		13	8	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4						69
冷却袋(ヒエロン)	12																				12
ローソク	701																				701
ローソク台	600																				600
ワンタッチテント (トイレ、更衣室用)	9	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	66
ワンタッチパーテーション	54	24	24	24	24	24	20	24	24	24	24	20	20	20	20	20	20	20	20	20	470

資料28 災害広報文案（震災時）

【地震発生直後】

こちらは防災すぎとです。杉戸町(災害対策本部)よりお知らせします。

- ただいま、町内で大きな地震がありました。慌てず、火の後始末をしてください。
- 倒れてくるものや、落ちてくるものに気をつけてください。
- あわてて外へ飛び出すのは危険です。
- テレビやラジオ、役場からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

【震度発表後】

こちらは、防災すぎとです。杉戸町(災害対策本部)よりお知らせします。

- 先ほどの地震の震源地は〇〇、震源の深さは〇kmと推測されます。杉戸町の震度は〇、地震の規模はマグニチュード〇でした。
- 今後、余震が続くと思われます。ガラスや瓦、看板等が落ちてきたりする場合がありますので、十分注意してください。
- また、テレビやラジオ、役場からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

【火災の状況】

こちらは、防災すぎとです。杉戸町(災害対策本部)よりお知らせします。

- 〇〇付近で火災が発生しています。〇戸が焼失し、現在も延焼中です。
- 現在、〇〇地区の火災は、〇〇方向へ燃え広がっています。〇〇地区の住民の方は、すぐに〇〇方向へ避難してください。

【避難指示、避難誘導】

こちらは、防災すぎとです。杉戸町(災害対策本部)よりお知らせします。

- 〇〇地区周辺は、〇〇のため避難指示が出されました。
避難所は〇〇です、戸締りをして、家族や近所そろって、すみやかに避難してください。
- 壊れた家屋、また壊れそうな家屋は危険です。すみやかに避難してください。
- 避難するときは、火元を確認して、電気のブレーカーを切り、落下物に注意しながら、落ち着いて避難してください。

【避難所の周知】

こちらは、防災すぎとです。杉戸町(災害対策本部)より避難所についてお知らせをします。

- 〇〇地区の避難所は〇〇に設置されています。
- また、〇〇地区の避難所は〇〇に設置されています。お困りの方は、直接避難所においてになるか、役場へご相談ください。

【救護対策の周知】

こちらは、防災すぎとです。杉戸町(災害対策本部)よりお知らせします。

- (地域)医療救護所を〇〇・〇〇・・・に設置しました。けがをされた方は、(地域)医療救護所へ行ってください。
- 地震により、重症を負われた方の診療及び受入れは、〇〇病院・〇〇病院で行っています。
- 現在、重傷者の方が多数いらっしゃるため、救急車の数が足りず、要請どおり対応できない状況にあります。そのため、ご家族・隣近所・自主防災組織等で自主的に搬送していただきますようお願いいたします。なお、道路規制の状況については、ラジオ等の交通規制の情報にご注意ください。

【被害の状況】

こちらは、防災すぎとです。杉戸町(災害対策本部)よりお知らせします。

- これまでに分かった被害状況をお知らせします。

亡くなった方	〇人、行方のわからない方	〇人
重傷者	〇人、軽傷者	〇人
全壊家屋	〇棟、半壊家屋	〇棟

- ただいま、〇〇地区で電気、水道、ガスの供給が停止しています。また、電話も不通となっています。現在、復旧作業を行っています。ラジオや役場からの情報に注意し、デマに惑わされないよう、落ち着いて行動してください。
- 現在、町内全域で電気、水道、ガスの供給が停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しは立っていません。ラジオや役場からの情報に注意し、デマに惑わされないよう、落ち着いて行動してください。

【交通の状況】

こちらは、防災すぎとです。杉戸町(災害対策本部)よりお知らせします。

- 現在、東武伊勢崎線は、運転を見合わせています。線路などの点検を行っていますが、運転再開の見通しは立っていません。今後の情報に注意してください。
- 運転を見合わせていました東武伊勢崎線は、〇〇～〇〇間で、運転が再開されました。
- 現在、町内全ての道路(もしくは、〇〇通り)は、〇〇のため車両の通行が禁止されています。自動車は使用しないでください。

【ライフラインの状況】

こちらは、防災すぎとです。杉戸町(災害対策本部)よりお知らせします。

- 現在、町内の電気・ガス・水道は〇〇地区で供給を停止しています。再開の見通しは立っていません。今後の情報に注意してください。
- 〇〇地区の電気・ガス・水道の供給が再開されました。

【野外いる人向けの注意】

こちらは、防災すぎとです。杉戸町(災害対策本部)よりお知らせします。

- 屋外にいる人は、壊れた建物やブロック塀、自販機などから離れてください。
- ガラスや瓦、看板などの落下物に気をつけてください。
- 垂れた電線や切れた電線など触れないようにしてください。

資料29 災害広報文案（風水害時）

【気象情報の伝達】

こちらは、防災すぎとです。杉戸町(災害対策本部)よりお知らせします。

- (台風第〇号の接近により)現在、大雨洪水警報が発令されています。この雨は、今夜半にかけて大雨となり、河川が氾濫したり、停電や断水したりする恐れがあります。町民の皆さんは十分警戒してください。また、テレビやラジオ、役場からの情報に十分注意してください。

【被害の情報】

こちらは、防災すぎとです。杉戸町(災害対策本部)よりお知らせします。

- 〇〇地区で落雷によりけが人が出ています。非常に危険ですので外出は控えてください。
- 強風により、〇〇で電柱が倒れています。非常に危険ですので、近づかないようにしてください。

【避難準備の周知】

こちらは防災すぎとです。杉戸町(災害対策本部)よりお知らせします。

- 現在、〇〇地区では〇〇のため、非常に危険な状況になりつつあります。〇〇地区の皆さんは、いつでも避難できるように準備をしてください。避難する際の持ち物は最小限にとどめましょう。また、テレビやラジオ、役場からの情報に十分注意してください。

【避難指示・誘導】

こちらは、防災すぎとです。杉戸町(災害対策本部)よりお知らせします。

- 〇〇地区周辺は、〇〇のため、避難指示が出されました。
避難場所は〇〇です。戸締まりをして、家族や近所そろって、直ちに避難してください。
- 現在、〇〇付近で水路から水が溢れ、一部では床下浸水の被害が出ています。〇〇付近の住民の方は、大切なものは高いところに上げ、直ちに避難してください。
- 〇〇付近の消防団員は、安全に誘導してください。また、近所の方は、お互いに助け合って避難してください。

【避難所についての周知】

こちらは、防災すぎとです。杉戸町(災害対策本部)より避難所についてお知らせします。

- 〇〇地区の避難所は〇〇に設置されています。また、〇〇地区の避難所は〇〇に設置されています。お困りの方は、直接避難所においでになるか、役場へご相談ください。

【交通の状況】

こちらは、防災すぎとです。杉戸町(災害対策本部)よりお知らせします。

- 〇〇川の水位は下がり始めましたが、なお、警戒が必要です。県道〇〇〇〇線、〇〇から〇〇までの道路は通行止めです。

【防疫・保健衛生に関する注意】

こちらは、防災すぎとです。杉戸町(災害対策本部)よりお知らせします。

- 衛生面においては、飲み水は沸かしてから飲むなど、食中毒や感染症にかからないよう、十分注意をしてください。また、発熱や下痢など、身体に異常を感じたときは、すぐに医師の手当を受けてください。食中毒症状のときは、保健所または、町保健センターに連絡して下さい。

資料30 OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）。
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

關係法令集

法令 1 災害対策基本法（抜粋）

昭和36. 11. 15 法律第223号
最終改正 令和3. 5. 19 法律第36号

（目的）

第1条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（平25法54・一部改正）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 災害

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

2. 防災

災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

3. 指定行政機関

次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。

- イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関
- ロ 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関
- ハ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関
- ニ 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関

4. 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組

織法第9条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

5. 指定公共機関

独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

6. 指定地方公共機関

地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)及び港湾法(昭和25年法律第218号)第4条第1項の港務局(第八十二条第一項において「港務局」という。)、土地改良法(昭和24年法律第195号)第5条第1項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

(平28法47・一部改正)

7. 防災計画

防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。

8. 防災基本計画

中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。

9. 防災業務計画

指定行政機関の長(当該指定行政機関が内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項の委員会若しくは第3号ロに掲げる機関又は同号二に掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。第12条第8項、第25条第6項第2号、第二十八条第二項、第28条の3第6項第3号及び第28条の6第2項を除き、以下同じ。)又は指定公共機関(指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関)が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

10. 地域防災計画

一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

イ 都道府県地域防災計画

都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの

ロ 市町村地域防災計画

市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの

ハ 都道府県相互間地域防災計画

2以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの

二 市町村相互間地域防災計画

2以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

(昭53法29・昭58法78・昭59法71・昭59法87・昭61法93・平7法132・平9法098・平11法087・平11法160・平11法220・平14法098・平15法119・平17法102・平24法41・平25法54・令3法30・一部改正)

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災組織(第8条第2項及び第15条第5項第8号において「自主防災組織」という。)活動の促進を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(平7法132・平24法41・平25法54・一部改正)

(地方公共団体相互の協力)

第5条の2 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

(国及び地方公共団体とボランティアとの連携)

第5条の3 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

(平25法54・追加)

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)

第6条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのつとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

(平25法54・一部改正)

(住民等の責務)

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのつとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのつとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのつとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

(平7法132・平24法41・平25法54・一部改正)

(施策における防災上の配慮等)

第8条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

1. 災害及び災害の防止に関する科学研究とその成果の実現に関する事項
2. 治山、治水その他の国土の保全に関する事項
3. 建物の不燃堅牢化その他都市の防災構造の改善に関する事項
4. 交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項
5. 防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項
6. 災害の予報及び警報の改善に関する事項
7. 地震予知情報（大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第3号の地震予知情報をいう。）を周知させるための方法の改善に関する事項
8. 気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項
9. 台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項
10. 火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項
11. 水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項

12. 地方公共団体の相互応援、第61条の4第3項に規定する広域避難及び第86条の2第1項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項
13. 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項
14. 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項
15. 高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項
16. 海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項
17. 被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談に関する事項
18. 防災上必要な教育及び訓練に関する事項
19. 防災思想の普及に関する事項

（昭44法38・昭53法73・平7法132・平24法41・平25法54・令3法30・一部改正）
（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に依りて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。
- 3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第1項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。
- 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第2項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（平11法87・平23法105・平24法41・一部改正）
（市町村災害対策本部）

第23条の2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 1. 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 2. 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第7項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(平24法41・平25法54・一部改正)

(市町村地域防災計画)

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 1. 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

2. 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
3. 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。
- 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 5 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第21条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

（平25法54・令3法30・追加）

（発見者の通報義務等）

第54条 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

3 第1項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。

4 第1項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

（市町村長の警報の伝達及び警告）

第56条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところに

より、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(平25法54・令3法30・追加)

(市町村長の出動命令等)

第58条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は消防吏員(当該市町村の職員である者を除く。)、警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

(平25法54・一部改正)

(市町村長の事前措置等)

第59条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

- 2 警察署長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長(以下この項、第64条及び第66条において「警察署長等」という。)は、市町村長から要求があつたときは、前項に規定する指示を行なうことができる。この場合において、同項に規定する指示を行なつたときは、警察署長等は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(市町村長の避難の指示等)

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

- 2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部

から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

- 4 市町村長は、第1項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第1項から第3項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 8 第6項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（平7法132・平25法54・令3法30・一部改正）

（市町村の応急措置）

第62条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦^{ぎよ}し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）をすみやかに実施しなければならない。

- 2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

（市町村長の警戒区域設定権等）

第63条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第1項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた同法第8条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第1項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 第61条の2の規定は、第1項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

（平7法132・平18法53・平25法54・一部改正）

（応急公用負担等）

第64条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下この条において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3 市町村長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

4 市町村長は、第2項後段の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5 前3項に規定する工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。

6 第3項に規定する公示の日から起算して6月を経過してもなお第2項後段の規定により保管した工作物等（第4項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該市町村長の統轄する市町村に帰属する。

7 前条第2項の規定は、第1項及び第2項前段の場合について準用する。

- 8 第1項及び第2項前段の規定は、市町村長その他第1項又は第2項前段に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にはない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第1項又は第2項前段に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 9 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、第7項において準用する前条第2項又は前項において準用する第2項前段の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等又は内閣府令で定める自衛隊法第8条に規定する部隊等の長（以下この条において「自衛隊の部隊等の長」という。）に差し出さなければならない。この場合において、警察署長等又は自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管しなければならない。
- 10 前項の規定により警察署長等又は自衛隊の部隊等の長が行う工作物等の保管については、第3項から第6項までの規定の例によるものとする。ただし、第3項の規定の例により公示した日から起算して6月を経過してもなお返還することができない工作物等の所有権は、警察署長が保管する工作物等にあつては当該警察署の属する都道府県に、政令で定める管区海上保安本部の事務所の長又は自衛隊の部隊等の長が保管する工作物等にあつては国に、それぞれ帰属するものとする。

（平7法132・平11法160・一部改正）

第65条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

- 2 第63条第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 第1項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にはない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（災害時における漂流物等の処理の特例）

第66条 災害が発生した場合において、水難救護法（明治32年法律第95号）第29条第1項に規定する漂流物又は沈没品を取り除いたときは、警察署長等は、同項の規定にかかわらず、当該物件を保管することができる。

- 2 水難救護法第2章の規定は、警察署長等が前項の規定により漂流物又は沈没品を保管した場合について準用する。

（他の市町村長等に対する応援の要求）

第67条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(令3法30・一部改正)

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第68条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(令3法30・一部改正)

(災害派遣の要請の要求等)

第68条の2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請(次項において「要請」という。)をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。

3 市町村長は、前2項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(平7法132・追加、平18法118・平23法105・一部改正)

(災害時における事務の委託の手続の特例)

第69条 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第252条の14及び第252条の15の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該地方公共団体の長その他の執行機関にこれを管理し、及び執行させることができる。

法令2 杉戸町防災会議条例

昭和39年4月1日

条例第16号

改正 昭和41年7月2日条例第18号

昭和52年9月26日条例第23号

平成12年3月21日条例第4号

平成24年10月3日条例第23号

平成24年12月19日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、杉戸町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 杉戸町地域防災計画を作成し及びその実施を推進する。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 埼玉県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 埼玉東部消防組合の消防吏員のうちから町長が任命する者及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 北葛飾郡医師会の会員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号、第8号及び第9号の委員の定数は、それぞれ4人、5人、1人、2人、8人、1人及び5人以内とする。

7 第5項第7号、第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県職員の職員、杉戸町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和41年7月2日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年9月26日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月21日条例第4号) 抄

(施行期日)

1 第1条から第11条の条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月3日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月19日条例第24号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付表 杉戸町防災会議委員名簿

令和4年1月現在

会 長		杉戸町		町長
No	区 分	機 関 名		職 名
1	1号委員	指定地方行政機関の職員	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所	所長
2			国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所	所長
3	2号委員	県職員	埼玉県 企画財政部 利根地域振興センター	所長
4			埼玉県 農林部 春日部農林振興センター	所長
5			埼玉県 教育局 東部教育事務所	所長
6			埼玉県 保健医療部 幸手保健所	所長
7			埼玉県 県土整備部 杉戸県土整備事務所	所長
8			3号委員	警察官
9	4号委員	町職員	杉戸町	副町長
10			杉戸町	くらし安全課長
11	5号委員	教育長	杉戸町教育委員会	教育長
12	6号委員	消防長及び消防団長	埼玉東部消防組合	消防長
13			杉戸町消防団	団長
14	7号委員	指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又職員	東日本電信電話株式会社 埼玉事業部	取締役埼玉事業部長
15			東京電力パワーグリッド株式会社 春日部支社	支社長
16			東武鉄道株式会社 東武動物公園駅	管区長
17			杉戸町議会	議長
18			埼玉みずほ農業協同組合	常務理事
19			杉戸町商工会	会長
20			杉戸町区長会	会長
21			日本郵便株式会社 杉戸郵便局	局長
22	8号委員	医師会の会員	杉戸町医師会	会長
23	9号委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	杉戸町自主防災組織連絡協議会	副会長
24			日本工業大学	准教授
25			杉戸町赤十字奉仕団	委員長
26			杉戸町消防団 女性消防団員	代表
27			杉戸町障がい者協議会	事務局長
28	専門委員	関係地方行政機関、県職員、町職員、指定公共機関、指定地方公共機関、学識経験者	幸手都市ガス株式会社	専務取締役
29			(社)埼玉県LPガス協会北東武支部杉戸宮代地区	地区長
30			東彩ガス株式会社	管理本部供給保安部部長
31			杉戸町危険物防火安全協会	会長
32			杉戸町PTA連合会	委員
33			杉戸町	都市施設整備課長
34			杉戸町	建築課長
35			杉戸町	上下水道課長
36			杉戸町教育委員会	教育次長
37			杉戸町	高齢介護課長

法令3 杉戸町災害対策本部条例

昭和39年4月1日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、杉戸町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年6月24日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月19日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

法令4 水防法

昭和24. 6. 4 法律第193号

最終改正 令和3. 5. 10 法律第31号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘こう門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一

項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。)の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合同約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合同約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村

又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

- 6 二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定し

た河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したのについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したのについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したのについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（関係市町村長への通知）

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（洪水浸水想定区域）

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
- 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

- 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。
- （高潮浸水想定区域）
- 第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の三の規定により指定した海岸
 - 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）

は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

- ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
- 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
- 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項
- （地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）
- 第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当

該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつ

ては、当該市町村の長とする」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

（標識の設置等）

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

（行為の届出等）

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 当該都道府県知事
 - 二 当該河川の存する市町村の長
 - 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 四 当該河川の河川管理者
 - 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

- 2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
- 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 水防に関する調査研究を行うこと。

五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に

関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

- 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百二十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の七第三項の規定に違反した者
- 二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。
- 3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場

合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。

- 4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

法令5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

令和3年度災害救助基準

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのあるものを収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 流出	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600		
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)						
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校生徒 5,200円	災害発生の日から教科書 1ヵ月以内 文房具及び通学用品 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 ※ 高等学校生徒とは、高等学校、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む)のほか、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。					

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
埋葬	災害の際死亡したものを対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にありかつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 一時保存: ○既存建物借上費:通常の実費 ○既存建物以外:1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	町内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 21,700円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、 歯科衛生士 15,100円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,600円以内 土木技術、建築技術者 15,200円以内 救急救命士 14,700円以内 大工 25,600円以内 左官 26,800円以内 とび職 27,300円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表 応急救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施区分者
避難所の設置及び収容	7日	市町村
炊き出し及び食品の給与	7日	市町村
飲料水の給与	7日	市町村
被服・寝具及び生活必需品の給与又は貸与	10日	市町村
医療及び助産	14日 (但し、助産分娩した日から7日間)	医療班派遣＝県及び日赤埼玉県支部 (但し、委任したときは市町村)
学用品の給与	教科書1ヶ月 文房具15日	市町村
災害にかかった者の救出	3日	市町村
埋葬	10日	市町村
生業資金の貸与	現在運用されていない	
応急仮設住宅の建設	20日以内に着工	対象者、設置箇所の選定＝市町村 設置＝県(但し、委任したときは市町村)
住宅応急修理	3ヶ月以内に完了	市町村
死体の埋葬	10日	市町村
死体の処理	10日	市町村
障害物の除去	10日	市町村

法令6 自衛隊法第83条

(災害派遣)

第83条

- (1) 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。
- (2) 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。
- (3) 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。
- (4) 第1項の要請の手続きは政令で定める。
- (5) 第1項から第3項までの規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第4項に規定する武力攻撃災害及び同法第183条において準用する同法第14条第1項に規定する緊急対処事態における災害については、適用しない。

(地震防災派遣)

第83条の2

防衛大臣は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第11条第1項に規定する地震災害警戒本部長から同法第13条第2項の規定による要請があった場合には、部隊等を支援のため派遣することができる。

法令7 被害調査要領（県要領に準拠）

1 目的

この要領は、台風その他による被害状況を迅速に調査するため必要な事項を定めることを目的とする。

2 職員の責務

職員は、住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、自己の安全を確保しながら積極的にてい身して調査活動を行わなければならない。

3 被害調査班の構成は、警戒体制及び災害対策本部組織による。

4 被害調査班の正副班長は相互に連絡し、班員を指揮して調査に当たるものとする。

5 被害直後の速報は、様式第1号を用い、被害の概要を直ちに町災害対策本部に報告する。

報告を受けた町災害対策本部は、速やかに集計の後、様式第2号及び様式第3号により県災害対策本部春日部支部（東部地域創造センター）電話048（737）1110に報告する。

6 被害の細部の調査は、罹災者調査原票（様式第4号）及び公共土木耕作地等被害調査票（様式第5号）を用い、集計の後、町災害対策本部に報告する。

区分	基準
人的被害	1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。 2 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。 3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。 4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	1 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

区分	基準
住家被害	<p>5 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p> <p>6 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。</p> <p>7 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。</p> <p>8 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。</p>
非住家被害	<p>1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>2 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。</p> <p>3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。</p> <p>4 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。</p>
道路被害	<p>1 道路決壊とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。</p> <p>2 道路冠水とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。</p>
田畑被害	<p>1 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。</p> <p>2 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。</p> <p>3 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。</p>
その他の被害	<p>1 「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。</p> <p>2 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。</p> <p>3 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。</p> <p>4 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。</p> <p>5 「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。</p> <p>6 「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。</p> <p>7 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。</p> <p>8 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。</p> <p>9 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。</p> <p>10 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。</p> <p>11 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。</p> <p>12 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。</p> <p>13 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。</p>

区分	基準
その他の被害	<p>14 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。</p> <p>15 「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。</p> <p>16 「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。</p>
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	<p>1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。</p> <p>2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。</p> <p>3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。</p> <p>4 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。</p> <p>5 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きするものとする。</p> <p>6 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。</p> <p>7 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。</p> <p>8 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。</p> <p>9 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。</p> <p>10 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。</p> <p>11 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械 器具等とする。</p>
備考	備考欄には、災害発生場所、災害発生日月、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

法令 8 緊急通行車両等の確認事務処理要領

(目的)

第1条

この要領は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条及び大規模地震 対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条の規定に基づき、知事が行う緊急通行車両及び緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認事務の処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(緊急通行車両等の要件)

第2条

災害応急対策のため、緊急通行車両として確認する車両は、次の各号（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項の各号）の一に該当する事項の業務に従事する車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急対策のため、緊急輸送車両として確認する車両は、次の各号（大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第21条第1項の各号）の一に該当する事項の業務に従事する車両とする。

- (1) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護に関する事項
- (4) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- (5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- (6) 緊急輸送の確保に関する事項

- (7) 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(確認機関)

第3条

県有の車両、雇上車両及び業務の委託並びに協定に伴い必要となる車両（以下「関係車両」という。）の確認については、危機管理防災部長が行う。

- 2 緊急やむを得ない場合等においては、前2項の規定にかかわらず、埼玉県災害対策本部要綱別表 第3又は同表第4に掲げる、現地災害対策本部長又は支部長に充てられる者が確認を行うことができる。

(確認)

第4条

第2条の規定による確認は、車両の使用者(以下「使用者」という。)の申出により、その都度行うものとする。

- 2 前項の申請受理は、緊急通行車両等確認申請書（様式第1）によるものとする。

(事前届出)

第5条

第3条に規定する車両のうち、災害応急対策又は地震防災応急対策に使用することがあらかじめ決定されているものについては、確認手続の省力化を図るため、使用者の申出により、第3条の各確認機関において、事前に緊急通行車両等に該当するか審査（以下「事前届出」という。）を行うことができる。

- 2 前項の申請は、緊急通行車両等事前届出書（様式第5の1）によるものとする。
- 3 審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出 済証（様式第5の2）を申請者に交付する。

(標章及び証明書の交付)

第6条

各確認機関は、第4条の確認を行ったときは、当該使用者に対し、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条第1項及び大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）第6条の規定による緊急通行車両等の標

章（様式第2）及び緊急通行車両等確認証明書（様式第3）（以下「標章等」という。）を交付するものとする。

- 2 各確認機関は、届出済車両についての確認の申請があった場合には、交付されている事前届出済 証を提示させ、緊急通行車両等確認申請書（様式第1）を提出させること。この場合においては、確認のための審査は省略できるものとする。

（標章等の再交付）

第7条

緊急通行車両等として確認を受けた車両の使用者から標章等の亡失等の申出があったときは、再交付の申請をさせたうえ、標章等の再交付を行うものとする。

（使用者等に対する指導等）

第8条

使用者に標章等を交付する際には、次のことを教示するものとする

- (1) 標章は、助手席側の内側ウインドウガラス上部の運転者の視界を妨げず、前面から見やすい箇所に貼付すること
- (2) 緊急通行車両等確認証明書は、当該車両に常に備え付け、警察官等から提示を求められたときは、これを提示すること
- (3) 標章等を不正に使用しないこと
- (4) 次の各号の一に該当するときは、すみやかに当該標章等の返還をしなければならないこと
 - ア 緊急通行車両等としての緊急業務が終了したとき
 - イ 緊急通行車両等確認証明書の記載事項に変更が生じたとき
 - ウ 緊急通行車両等が廃車になったとき
 - エ その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき

（標章等の整理）

第9条

各確認機関は、緊急通行車両等事前届出済証及び標章等の交付状況を明らかにするために、緊急通行車両等確認申請受理簿（様式第4）を備え、その整理をしなければならない。

附 則

この要領は、昭和54年10月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年1月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月23日から施行する。

なお、様式第1、様式第5については、当分の間、改定前の様式についても使用できるものとする。

附 則

この要領は、平成21年11月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月9日から施行する。

なお、様式第5については、当分の間、改定前の様式についても使用できるものとする。

様式集

様式 1 警戒配備報告書

町 長

警戒配備報告書

総務課長 氏名 _____

下記のとおり警戒配備したので人員を報告いたします。

配備時間	年 月 日 () 時 分
所属名	
待機場所	
人員	名

No	部 名	班 名	氏 名	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				

様式2 非常配備報告書

町 長

非常配備報告書

総務課長 氏名 _____

下記のとおり非常配備したので人員を報告いたします。

配備時間	年 月 日 () 時 分
所属名	
待機場所	
人員	名

No	部 名	班 名	氏 名	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				

様式3 災害に係る受付及び処理表

本部長	副本部長	本部員	指揮者	受付者
災害に係る受付及び処理表 No.				
受付期日	年 月 日 ()		午前 午後	時 分
行政区等名			氏 名	
住 所			電 話	
受付内容			
対応及び要請等			
各班・課・避難所名		担当者名	指令時間	午前 午後 時 分
災害対策本部の対応			
各班・課名		担当者名	指令時間	午前 午後 時 分
処 理	処理済	未処理	午前 午後	時 分

様式4 発生速報（様式第1号）

（様式第1号）

発生速報

市町村

消防本部

日 時 分 受信		発信者	受信者
1 被害発生	自 月 日 時 分		
	至 月 日 時 分		
2 被害場所			
3 被害程度			
4 災害に対する措置			
5 その他必要事項			

様式5 経過速報（様式第2号）

（様式第2号）

経 過 速 報

支 部
市町村

				発 信 者					受 信 者						
災害の種別				発生地域											
被害日時				自 月 日				至 月 日							
報告区分															
区 分				被 害				区 分				被 害			
人的被害	死 者		人			田 畑 被 害	田	流出・埋没	ha	流失			埋没		
	行方不明者		人					畑	冠 水	ha					
	負傷者	重 傷	人				道 路 被 害		流出・埋没	ha	流出			埋没	
		軽 傷	人					冠 水	ha						
住 家 被 害	全 壊		棟			そ の 他 被 害	文 教 施 設	箇所							
	(焼)	世帯					病 院	箇所							
		(流失)	人				橋 り よ う	箇所							
	半 壊		棟				河 川	箇所							
	(焼)	世帯					砂 防	箇所							
		人					清 掃 施 設	箇所							
	一 部 破 損		棟				崖 く ず れ	箇所							
	世帯				鉄 道 不 通		箇所								
	人				被 害 船 舶		隻								
	床 上 浸 水		棟				水 道	戸							
	世帯				電 話		回線								
	人				電 気		戸								
床 下 浸 水		棟			ガ ス	戸									
世帯				フ、ロック塀等	箇所										
人															
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟			罹 災 世 帯 数	世帯								
		半壊(焼)	棟			罹 災 者 数	人								
	その他	全壊(焼)	棟			火 災 建 物	件								
		半壊(焼)	棟			火 災 危 険 物	件								
				火 災 所 の 他	件										
災害に対してとられた措置 (1) 災害対策本部の設置状況 日 時 分 設置 (2) 市(町村)のとした主な応急措置の状況 (3) 応援要請又は職員派遣の状況 (4) 災害救助法適用の状況 (5) 避難指示の状況 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> 市町村数 地区数 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 人 員 人 </div> (6) 消防機関の活動状況 ア 出動人員 消防職員 名 消防団員 名 計 名 イ 主な活動状況(使用した機材を含む)															

様式6 被害状況調 (様式第3号)

(様式第3号)

(1/2)

被害状況調

支 部
市町村

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日	至 月 日	
報告区分	確 定		

区 分		被 害		区 分		被 害					
人的被害	死者	人		田畑被害	田	流出・埋没冠水	ha	流失		埋没	
	行方不明者	人				流出・埋没冠水	ha	流失		埋没	
	負傷者	重傷	人		畑	流出・埋没冠水	ha	流失		埋没	
		軽傷	人			決壊箇所					
住家被害	全壊	棟		その他被害	道路被害	決壊箇所					
		世帯				冠水箇所					
		人				文教施設	箇所				
	半壊	棟				病院	箇所				
		世帯				橋りょう	箇所				
		人				河川	箇所				
	一部破損	棟				砂防	箇所				
		世帯				清掃施設	箇所				
		人				崖くずれ	箇所				
	床上浸水	棟				鉄道不通	箇所				
		世帯				被害船舶隻					
		人				水道戸					
棟			電話回線								
世帯			電気戸								
床下浸水	棟		ガス戸								
	世帯		ﾌﾞﾛｯｸ塀等	箇所							
	人										
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟		罹災世帯数	世帯					
		半壊(焼)	棟			罹災者数	人				
	その他	全壊(焼)	棟		火災発生	建物	件				
		半壊(焼)	棟			危険物	件				
					その他	件					

(様式第3号)

(2/2)

区 分		被 害		市 災 害 對 策 本 村 部	名 称						
公 立 文 教 施 設	千円				町	設 置	月	日	時		
農 林 水 産 施 設	千円					村	解 散	月	日	時	
公 共 土 木 施 設	千円										
そ の 他 公 共 施 設	千円										
小 計	千円										
公 立 施 設 被 害 数	団体			災 害 對 策 本 村 部 名	計 団体						
市 町 村											
そ の 他	農 産 被 害	千円		用 災 害 救 助 法 適	計 団体						
	林 産 被 害	千円									
	畜 産 被 害	千円									
	水 産 被 害	千円									
	商 工 被 害	千円									
					計 団体						
そ の 他	千円			消 防 職 員 出 勤 延 人 数	人						
被 害 総 額	千円			消 防 団 員 出 勤 延 人 数	人						
備 考	1 災害発生場所										
	2 災害発生年月日										
	3 災害の種類概況										
	4 消防機関の活動状況										
	5 その他（避難指示等の状況）										

様式7 罹災者調査原票

罹災者調査原票

杉戸町

被害者の住所 被害建物の所在地									
居住者住所		世帯主氏名				調査員			
所有者住所		世帯主氏名				氏名			
被害程度 全焼、半焼、全壊、半壊、一部壊、流失、床上浸水 cm、床下浸水 cm、便槽浸水、井戸汚染									
氏名	性別	年齢	職業	在学名・学年別	死亡	行方不明	負傷		要助産
							重傷	軽傷	
	男・女								
	男・女								
	男・女								
	男・女								
	男・女								
	男・女								
計	人			小学生 人 中学生 人	人	人	人	人	人
床上浸水の土砂流入状況									
被害を受けた建物の種別		住家棟	非住家棟	住民登録状況		有・無			
避難先の住所・氏名									

公共土木・耕作地等被害調査票

公共土木被害			耕作物等の被害		
種別	場所	被害程度	種別	場所	被害程度
道路損壊			水稲冠水		
破帽破損			畑作物冠水		
崖崩れ			田埋没		
橋の損壊			畑埋没		
道路冠水			農業用施設		
道路不通					
鉄道施設			林道施設		
その他					
計			計		

様式9 避難所開設状況

避難所開設状況

発信者		受信者		月	日	時	分
避難所名				電話			
開設日時				閉鎖日時			
月 日 時 分				月 日 時 分			
担当者 ()人	所属名	氏名	所属名	氏名			
避難 状 況	地区名	世帯数	人数	備考			
連絡事項							

避難所 → 災害対策本部
(氏名) (氏名)

様式 10 一時集合避難場所状況報告

一時集合避難場所状況報告

届出者		受領者		月 日 時 分
一時避難 場所名			電話	
避難 の 状 況	地区名	世帯数	人数	備 考
		(避難者からの聞き取り状況)		
連絡 指 示 事 項				

一時集合避難場所 (氏名) → 避難所 (避難所名) (氏名)
↓
災害対策本部 (氏名)

様式 1 1 避難所状況報告

避難所状況報告

発信者		受信者		月	日	時	分
避難所名				電話			
避難所の状況	地区名	世帯数	人数	備考			
	(状況)						
	担当者 人						
連絡指示事項							

避難所
調査係 (氏名)

様式 1 2 避難所状況一覧

避難所状況一覧

作成者

避難所名	電 話	責 任 者 (指揮者)	開 設 日 時	避難所状況 (避難所状況報告人数)			
				時 分	時 分	時 分	時 分
				人	人	人	人
				人	人	人	人
				人	人	人	人
				人	人	人	人
				人	人	人	人

災害対策本部用

様式 14 供給割当申請書

供給割当申請書

杉第 号
年 月 日

埼玉県知事様

申請者（受領責任者）

住 所

職氏名

印

災害応急米穀の供給割当について（申請）

このことについて、下記のとおり供給割当てされたく申請する。

記

- | | | | |
|---|----------------|--------|----|
| 1 | 品目及び数量 | 水稻うるち米 | kg |
| 2 | 積算基礎 | | |
| 3 | 要受先（小売り業者住所氏名） | | |
| 4 | 申請の理由 | | |

様式 15 物品輸送引渡書・物品受領書

物品輸送引渡書

地区名

月 日 時 分

輸送担当者 ()

物 品 名	数 量	備 考

物品受領書

地区名

月 日 時 分

受領者 ()

物 品 名	数 量	備 考

様式 16 食料調達状況

食料調達状況

作成者 (_____) 月 日

調 達 先 炊き出し実施先	調 達 状 況							
	月 日 時		月 日 時		月 日 時		月 日 時	
	種 類 ・ 数 量	金 額	種 類 ・ 数 量	金 額	種 類 ・ 数 量	金 額	種 類 ・ 数 量	金 額

様式 17 輸送状況

輸送状況

作成者 ()
月 日 時 分

避難場所名 (地区名)	担当者	輸送物品 (数量・時間)				
		食糧	毛布			

様式 18 緊急通行車両確認申請書 (様式第 1 号)

様式第 1 号

緊急通行車両確認申請書		
(あて先) 埼玉県知事		年 月 日
申請者		住所 氏名 印
番号標に標示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両 にあつては、輸送人員 又は品名)		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
運行日時		
運行経路	出発地	目的地
備考		

様式19 緊急通行車両の標章（様式第2号）

様式第2



(裏面)

		杉戸町長 印	
注 意 事 項			
1	有効期間		
		年 月 日 から	
		年 月 日 まで	
2	この標章は車両の前面の見やすいところにはりつけてください。		
3	緊急輸送車両確認証明書は携帯してください。		
		第	号

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期間」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分には、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式20 緊急通行車両等確認証明書（様式第3号）

様式第3号

第 号		年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書			
埼 玉 県 知 事 印			
番号標に標示されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う車両 にあつては、輸送人員 又は品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
運行日時			
運行経路	出発地	目的地	
備考			

様式 2 1 緊急通行車両等確認申請受理簿（届出済証・標章等）（様式第 4 号）

緊急通行車両等確認申請受理簿（届出済証・標章等）

様式第 4 号

交付番号	登録番号	使用者氏名 (機関名)	交付年月日	管轄支部	管轄警察署	備考

(注) 用紙は、日本工業規格 A 4 とする。

様式 2 2 緊急通行車両等事前届出済証（様式第 5 号）

様式第 5 の 1

様式第 5 の 2

災害応急対策用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 （あて先） 埼玉県知事 申請者 機関等の所在地（住所） 機関等の名称 氏名 印 電話 （ ） 【担当係 担当者】		第 号 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 埼玉県知事 印
番号標に標示されている番号		（注） 1 警戒宣言発令時又は大規模災害発生に伴う交通規制が実施された場合には、この届出済証を災害対策本部又は支部に提出して、所要の手続きを受けてください。なお、災害対策本部・支部での手続きが困難な場合は、最寄りの警察署や交通検問所で手続き可能です。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、再度申請し再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 （1）緊急通行車両等に該当しなくなったとき （2）緊急通行車両等が廃車となったとき （3）その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	災害対策基本法第 5 0 条に規定する災害応急対策	
使用者	住所 氏名	
出発地		
（注）この届出書は、作成の上、危機管理防災部（消防防災課）に提出してください。		

（注）用紙は、日本工業規格 A 4 とする。

様式 23 義援金品受領書

義援金品受領書

_____様

年 月 日

このたびの当町の災害のために、下記義援金品をお贈りいただき、誠にありがとうございました。町としては、有効に使わせていただく所存でございます。

義 援 金	金額 () 円	現金、小切手 その他 ()	
	物 品 名	数 量	備 考
義 援 品			

義 援 者	氏 名	住 所	電 話
		〒	

杉戸町災害対策本部長
杉 戸 町 長

様式 24 自衛隊派遣要請書

自衛隊災害派遣要請書

統第 号
年 月 日

埼玉県知事 様

杉戸町長

自衛隊災害派遣要請書

下記の事由により、至急自衛隊の派遣を要請します。

記

1. 災害の状況及び派遣を要請する理由
2. 派遣を希望する期間
3. 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 区 域
 - (2) 活動内容
4. その他参考となるべき事項

様式 25 自衛隊災害派遣撤収要請書

自衛隊災害派遣撤収要請書

統第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

埼玉県知事 _____ 様

杉戸町長

自衛隊災害派遣撤収要請書

当町 _____ 地区の避難救助活動のため、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付
統第 _____ 号をもって、自衛隊の出動を要請しましたが、避難救助活動が概ね完了い
たしましたので、撤収方を要請します。

記

撤収要請日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

様式 26 罹災証明交付申請書

第 号				
罹災証明交付申請書				
申 請 者	年 月 日			
	(あて先) 杉戸町長			
	申請者			
	住所			
氏名				
電話				
下記のとおり、罹災したことを証明願いたく申請いたします。				
世帯主氏名 (罹災者氏名)		年齢	年 月 日生	職業 ()
罹災原因	年 月 日の よる			
罹災場所				
罹災住家等形態	<ul style="list-style-type: none"> ・住家（戸建住宅、共同住宅、寮、店舗兼用住宅の住宅部分 など） ・非住家（工場、事務所、店舗、店舗兼用住宅の店舗部分 など） ・その他（車両、重機、家財、田・畑 など） 			
罹災状況	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊) その他 ()			
使用目的	見舞金の申請、税減免の申請、保険料減免の申請、保険会社への申請 その他 ()			
世 帯 構 成	氏 名	続柄	年齢	備 考

【添付書類】

- ・被害状況が分かる写真
- ・本人確認書類
 マイナンバーカード・免許証・パスポート・保険証・その他 ()

様式 27 罹災証明書

(整理番号)

罹災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続柄	年齢

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※ の所在地	
住家※の被害 の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物
のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

杉戸町長

印